

せたがや グリーンインフラガイドライン

Setagaya Green Infrastructure Guidelines

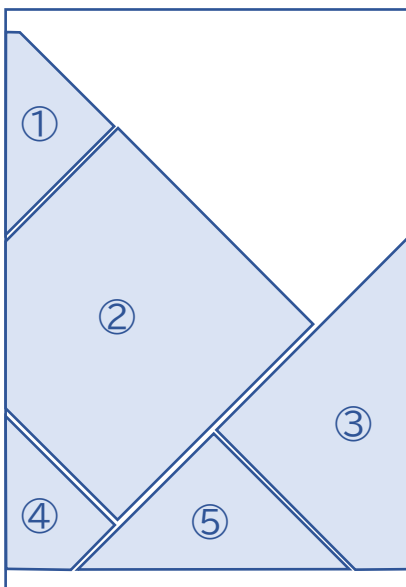
実践編

令和 6(2024)年 3 月

世田谷区



●表紙の写真



- ①北沢タウンホール 5 階の「屋上緑化」
- ②区立シモキタ雨庭広場の「レインガーデン」
- ③区立保健医療福祉総合プラザ（うめとぴあ）の「段状緑化と保水性豎樋（じゃかご樋）」
※株式会社エスエス東京支店 堀越圭晋氏の撮影写真を一部改変
- ④一般財団法人世田谷トラストまちづくりの「雨水タンク」
- ⑤祖師ヶ谷大蔵駅駅前広場の「雨水貯留浸透型舗装ブロック」

ガイドラインの使い方

ガイドラインの各項に記載されている内容を示します。

本 編

- | | |
|---|---|
| 1 | ガイドラインの目的と位置付け
ガイドラインの 目的と区の各行政計画におけるガイドラインの位置付け について解説しています。 |
| 2 | ガイドラインにおけるグリーンインフラの考え方
ガイドラインにおける グリーンインフラの定義や範囲、機能と効果 について解説しています。 |
| 3 | グリーンインフラの取組みの考え方
区全体におけるグリーンインフラの 取組みのテーマ を示した上で、 区、区民や事業者等が進めるグリーンインフラの取組み指針 について解説しています。 |
| 4 | 区民等への普及啓発と支援制度
区による 普及啓発の取組み や 支援・助成制度 について紹介しています。 |

本書で扱う範囲

実践編

- | | |
|---|---|
| 1 | グリーンインフラの実践的取組みと効果
各施設、場所で導入が想定されるグリーンインフラ施設や各グリーンインフラ施設の効果 について紹介します。 |
| 2 | 活動団体が行う取組み
民間の活動団体が区内で行っているグリーンインフラに係る活動 について紹介します。 |

資料編

- | | |
|---|--|
| 1 | 各地域のグリーンインフラについて
世界の各地域や日本におけるグリーンインフラの取組み について紹介します。 |
| 2 | 世田谷区の地域特性における課題
区においてグリーンインフラ導入にあたり考慮すべき 地域特性とその課題 について解説しています。 |
| 3 | 区の各種行政計画におけるグリーンインフラの扱い
区で既に策定されている 各行政計画におけるグリーンインフラの扱い について紹介します。 |
| 4 | グリーンインフラに関する組織
グリーンインフラを推進するための 区の体制 等について紹介します。 |

目次

ガイドラインの使い方

1. グリーンインフラの実践的取組みと効果.....	1
1.1 グリーンインフラの実践的取組み.....	1
1.1.1 区が行う実践的取組み.....	4
1.1.2 区民や事業者等が行う取組み.....	7
1.2 グリーンインフラ施設と効果.....	19
1.3 区の支援制度.....	43
2. 活動団体が行う取組み.....	52

参考文献

コラム

コラム(実-1) 農福連携事業	16
コラム(実-2) ネイチャーポジティブの取組み	18
コラム(実-3) 雨水貯留浸透施設のお手入れ	34
コラム(実-4) スマートフォンアプリを使った生物調査	42

1. グリーンインフラの実践的取組みと効果

区が整備する道路、公園、建物の公共施設等において、グリーンインフラ施設設置の取組みと、区民や事業者等に対しては、取組めるグリーンインフラ施設を示し、各グリーンインフラ施設の効果を示します。

1.1 グリーンインフラの実践的取組み

グリーンインフラを区全体に広げるためには、区、区民や事業者等が協力して積極的に取組むことが必要となります。

ここでは、区、区民や事業者等各施設・場所に取り入れることができるグリーンインフラ施設を紹介します。

《グリーンインフラの取組みが想定される施設や場所》

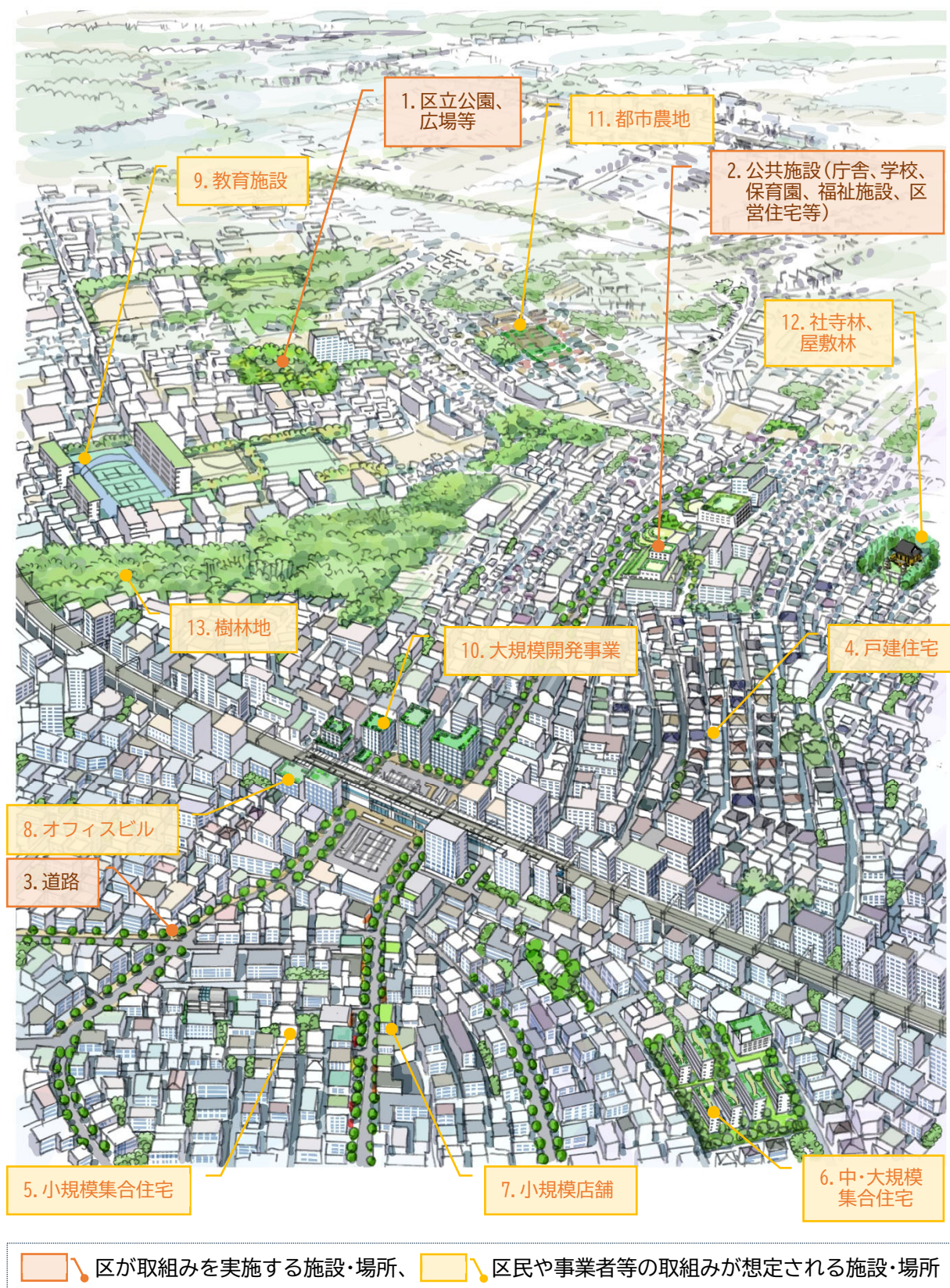


表 1.1 に、区、区民や事業者等により、グリーンインフラの取組みが想定される施設や場所を示します。

雨水浸透施設（浸透ます、浸透トレンチ、雨庭等、浸透を伴う構造物）の整備にあたっては、地形条件、地質条件を考慮し、施工することとしてください。

表 1.1 グリーンインフラの取組みが想定される各施設・場所一覧

主体	施設・場所	参照先
区 (1.1.1 p4)	1. 区立公園、広場等	⇒ p.4 1)区立公園、広場等
	2. 公共施設（庁舎、学校、保育園、福祉施設、区営住宅等）	⇒ p.5 2)公共施設（庁舎、学校、保育園、福祉施設、区営住宅等）
	3. 道路	⇒ p.6 3)道路
区民や事業者等 (1.1.2 p7)	4. 戸建住宅	⇒ p.8 1)戸建住宅
	5. 小規模集合住宅	⇒ p.9 2)小規模集合住宅
	6. 中・大規模集合住宅	⇒ p.10 3)中・大規模集合住宅
	7. 小規模店舗	⇒ p.11 4)小規模店舗
	8. オフィスビル	⇒ p.12 5)オフィスビル
	9. 教育施設	⇒ p.13 6)教育施設
	10. 大規模開発事業	⇒ p.14 7)大規模開発事業
	11. 都市農地	⇒ p.15 8)都市農地、樹林地（社寺林・屋敷林を含む）
	12. 社寺林、屋敷林	⇒ p.17 8)都市農地、樹林地（社寺林・屋敷林を含む）
	13. 樹林地	⇒ p.17 8)都市農地、樹林地（社寺林・屋敷林を含む）

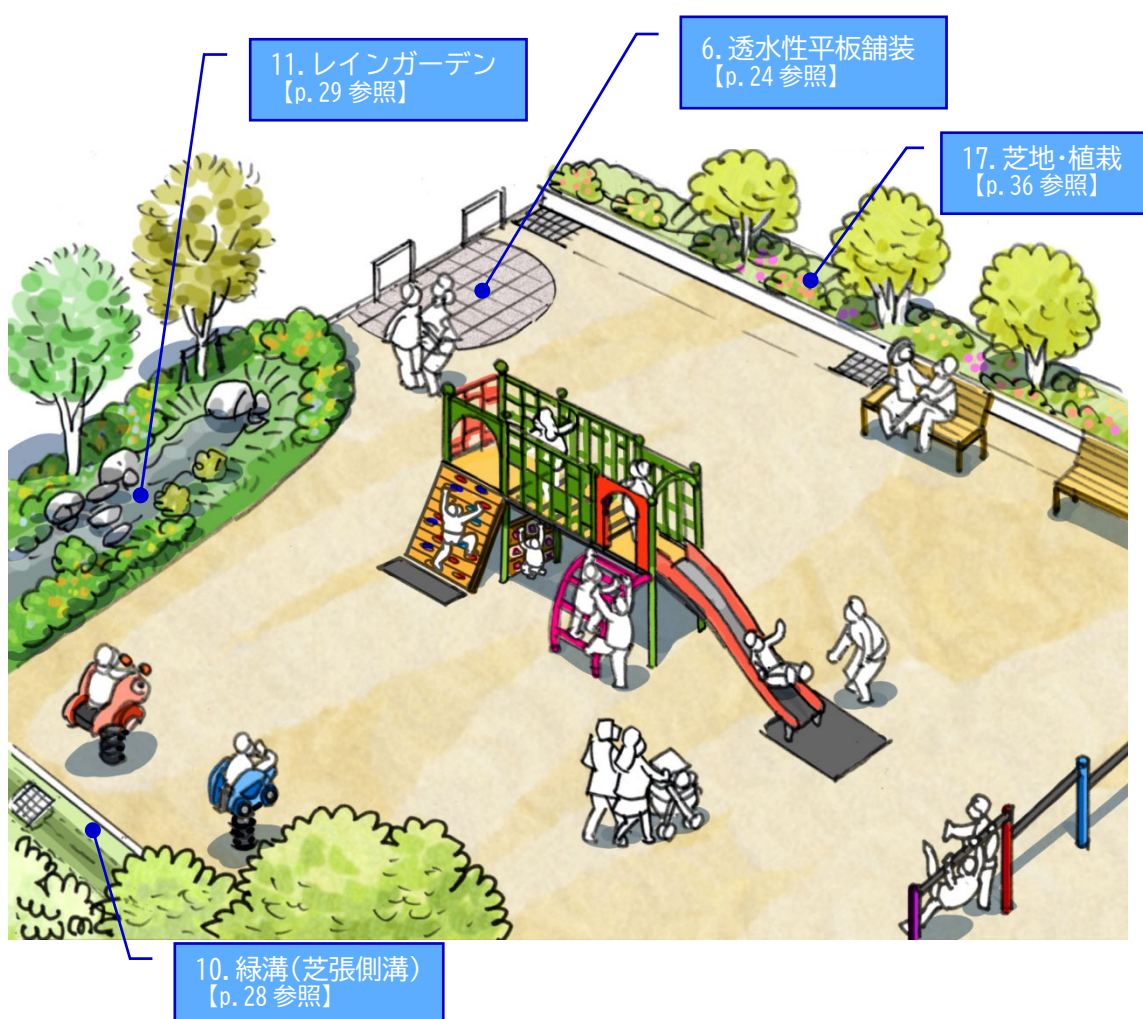
1.1.1 区が行う実践的取組み

区では、公共施設を整備する際に、地域特性を踏まえて、雨水貯留浸透施設や植栽帯等のグリーンインフラ施設の設置を推進します。詳細な条件については公共施設の形態や規模、求められる機能の種類等が変わってきます。

グリーンインフラ施設の導入のイメージを以下に例示します。

1) 区立公園、広場等

区立公園や広場等の新設、改修時において、グリーンインフラ施設の設置を推進します。



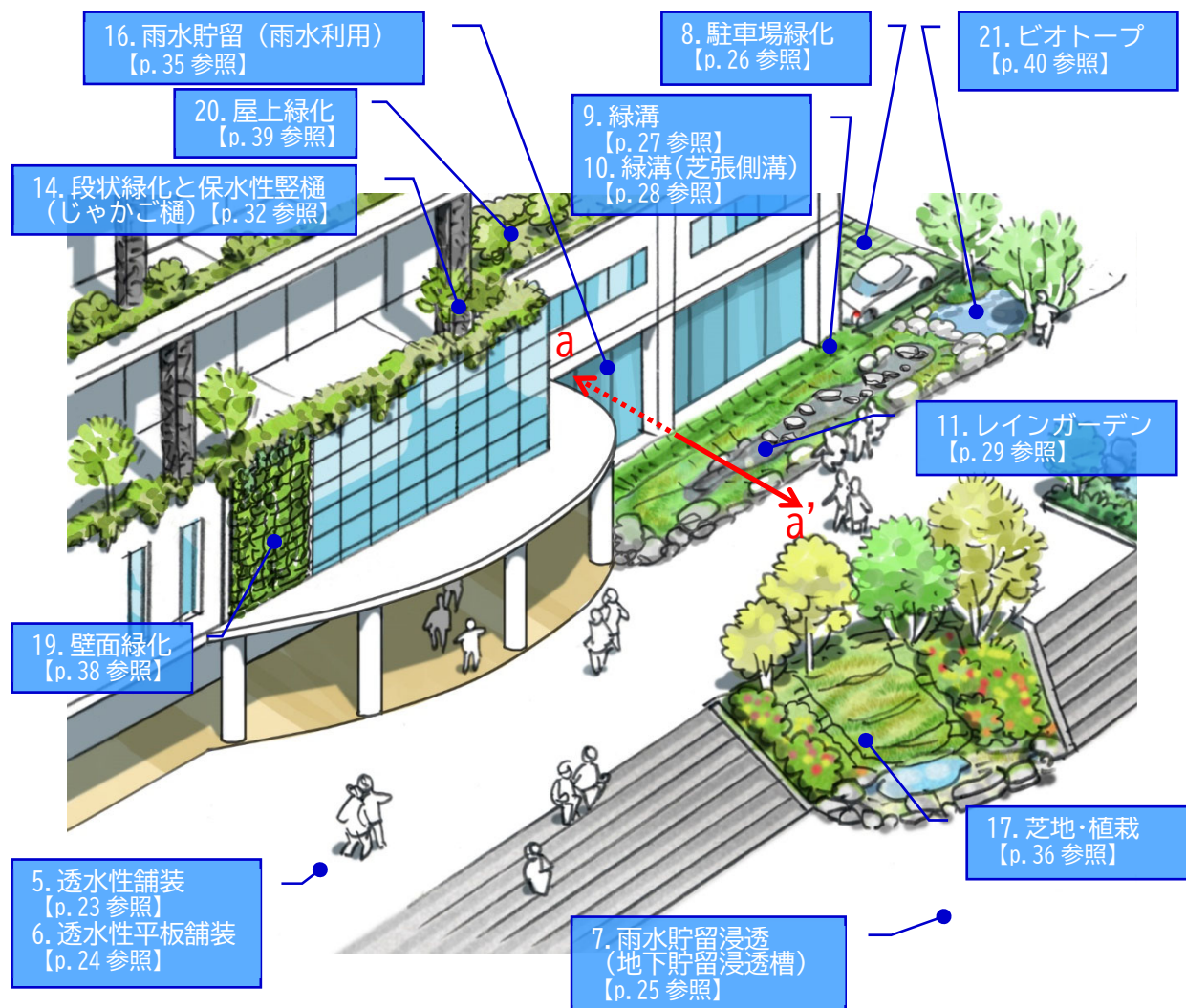
区立公園、広場等のイメージ

※レインガーデンと雨庭の違いについては p. 29 を参照してください。

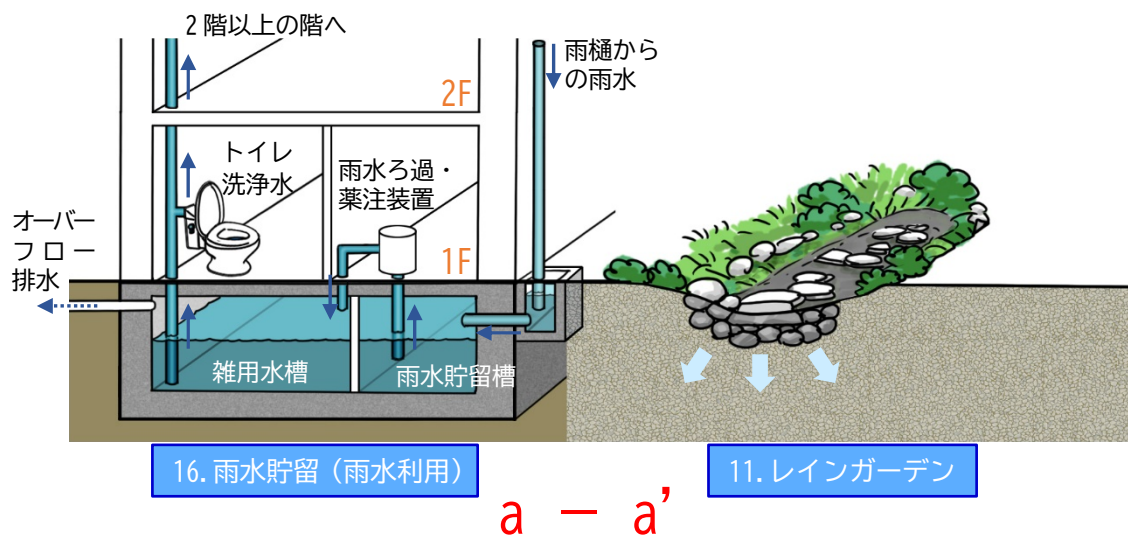
上記の他、現地の状況を踏まえて、本書「1.2 グリーンインフラ施設と効果」〈導入施設例 7. 雨水貯留浸透(地下貯留浸透槽)(p. 25)〉の設置可能性についても検討します。

2) 公共施設（庁舎、学校、保育園、福祉施設、区営住宅等）

庁舎や学校、保育園、福祉施設、区営住宅等の公共施設において、建物及び屋外の状況や関係者等の意見を考慮して、グリーンインフラ施設の設置を推進します。

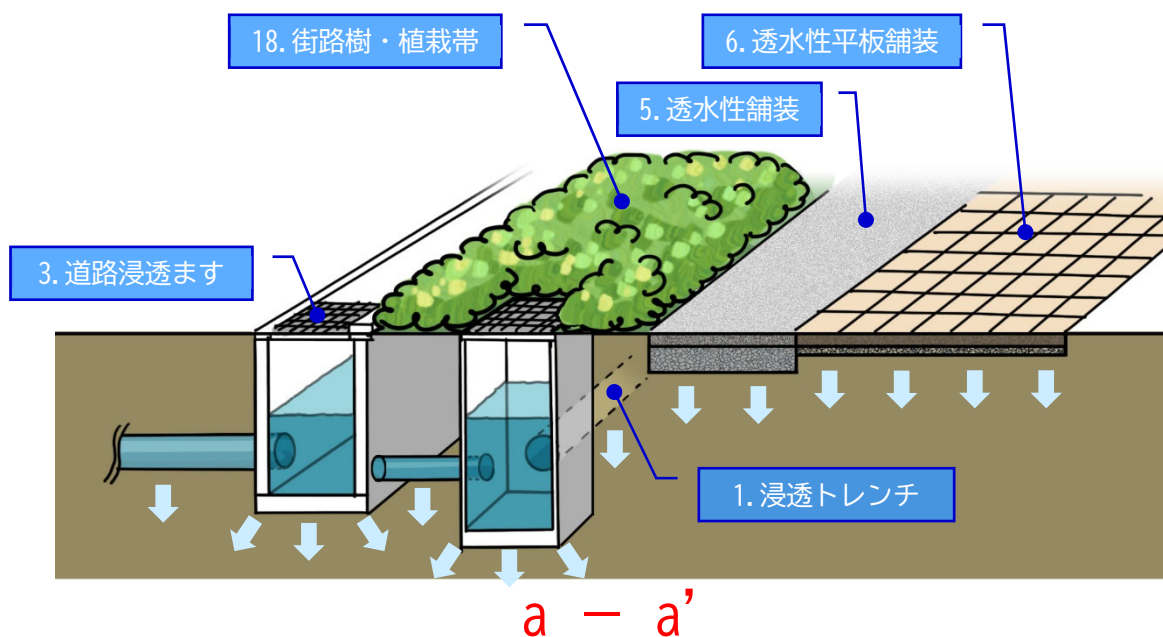
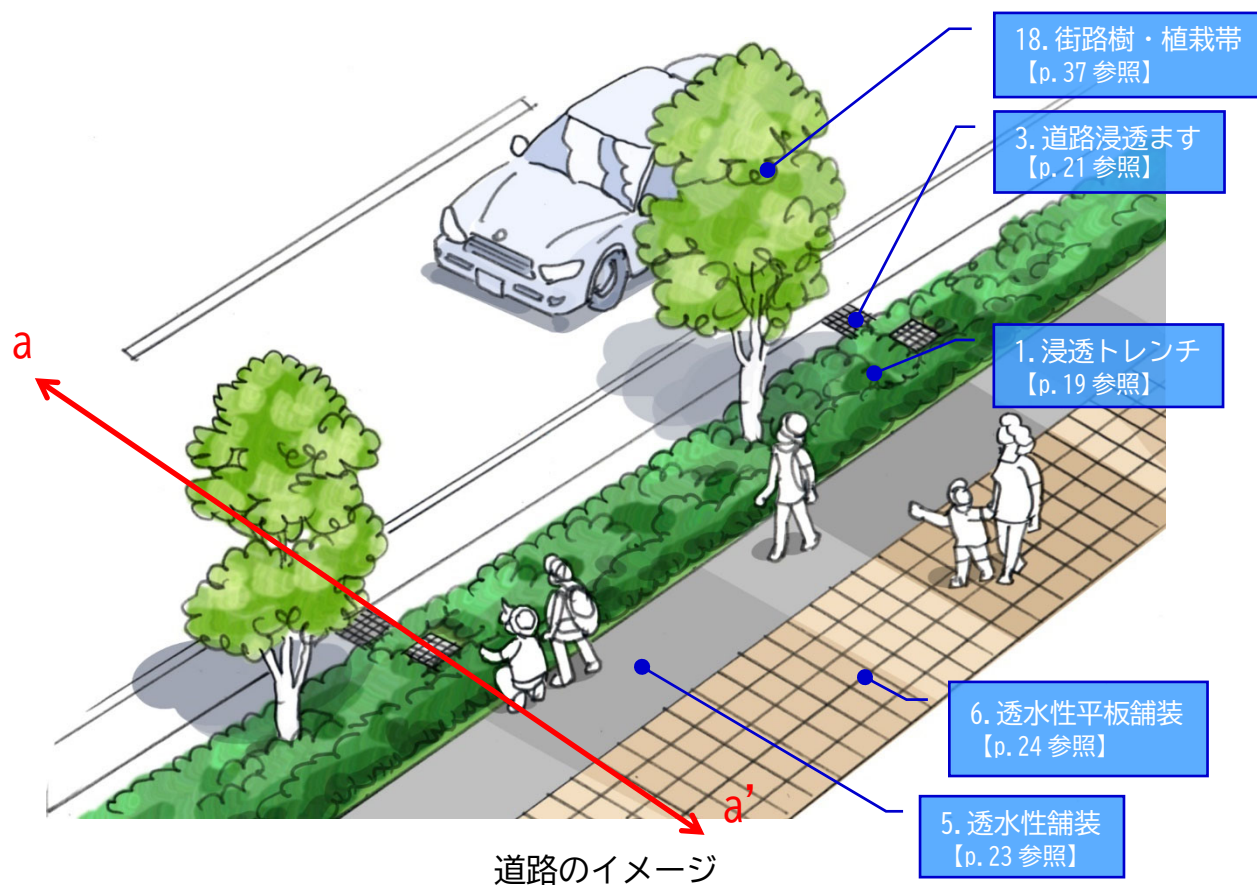


公共施設（庁舎、学校、保育園、福祉施設、区営住宅等）のイメージ



3) 道路

道路の新設、改修において、地域の地形状況、ライフライン埋設状況等、総合的に調査し、可能な限り、グリーンインフラ施設の設置を推進します。



上記の他、現地の状況を踏まえて、本書「1.2 グリーンインフラ施設と効果」〈導入施設例 4. 浸透側溝(p. 22)〉の設置可能性についても検討します。

1.1.2 区民や事業者等が行う取組み

区民や事業者等に期待されるグリーンインフラの取組みについて、代表的な 10 の施設・場所をあげて、グリーンインフラ施設の導入例を示します。

区民や事業者等が導入したいと考える施設・場所については、必ずしも 10 の施設・場所区分に収まるものではありませんので、導入したいと考えている施設・場所の形態等を鑑みて、類似の施設・場所をあてはめて活用してください。

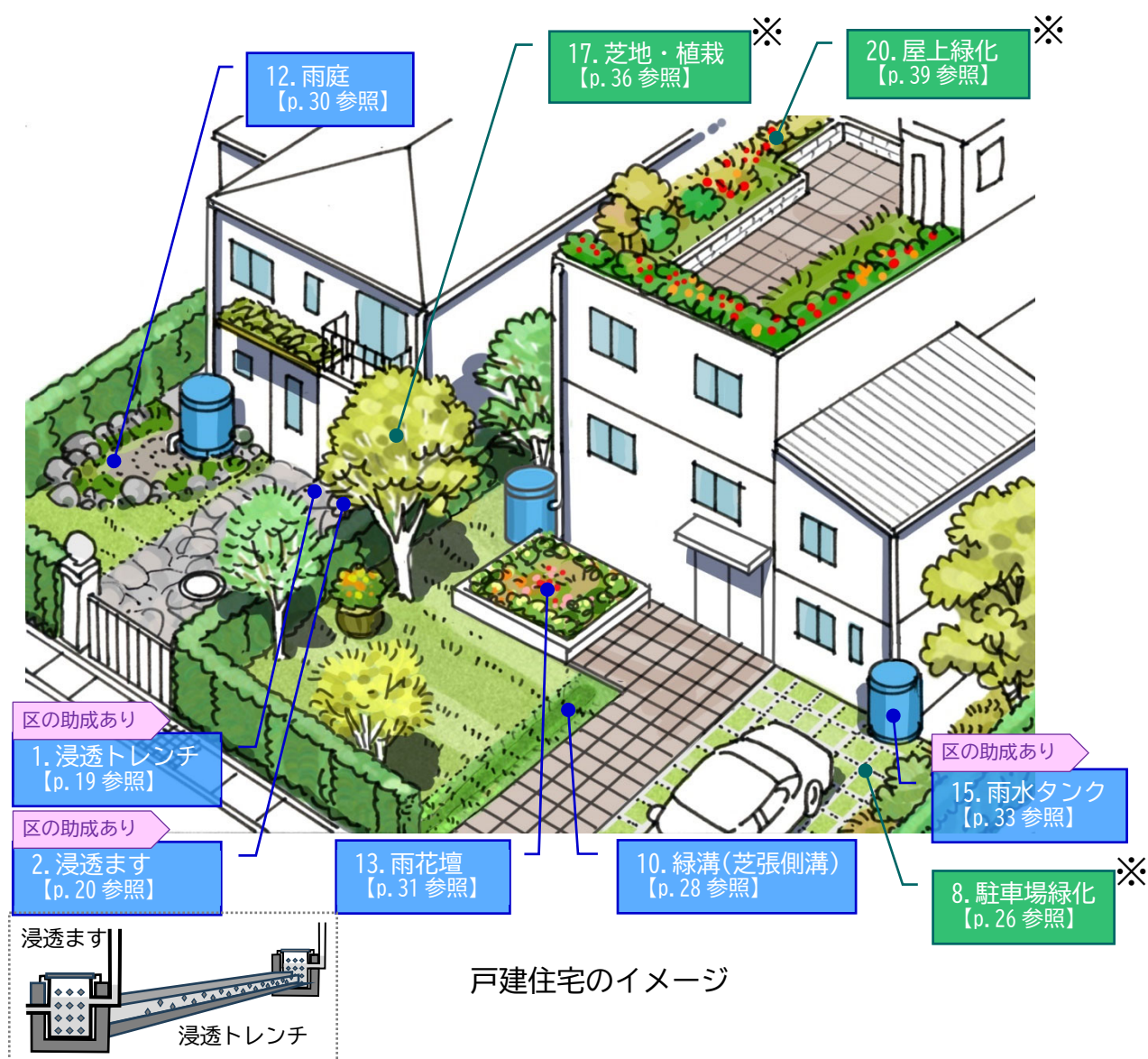
なお、「世田谷区建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例（平成 13 年 12 月 10 日条例第 68 号）」第 2 条で定義される「集合住宅等建築物」、「ワンルームマンション建築物」、「特定商業施設」、「長屋」の建築をしようとする建築主は、当該建築に係る建築物の敷地内において、規則（世田谷区建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例施行規則（平成 14 年 3 月 11 日規則第 15 号））で定める雨水の河川等への流出を抑制するための施設を整備しなければなりません。これらの建築物を建築する場合には、「世田谷区建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例（平成 13 年 12 月 10 日条例第 68 号）」等についてもあわせて確認してください。

また、建築行為等に伴う植栽計画を検討する際には、「世田谷区建築にともなう緑化のための植栽ガイドブック」等も参考にしてください。

1) 戸建住宅

戸建住宅（独立した1棟の住宅）への導入が期待されるグリーンインフラ施設とその設置のイメージを以下に示します。

イメージでは、庭付き戸建住宅2棟を示しています。それぞれの住宅のタイプは異なりますが、グリーンインフラ施設の導入の可能性についてご検討いただき、実行可能な範囲において、取組んでいただくことが期待されます。

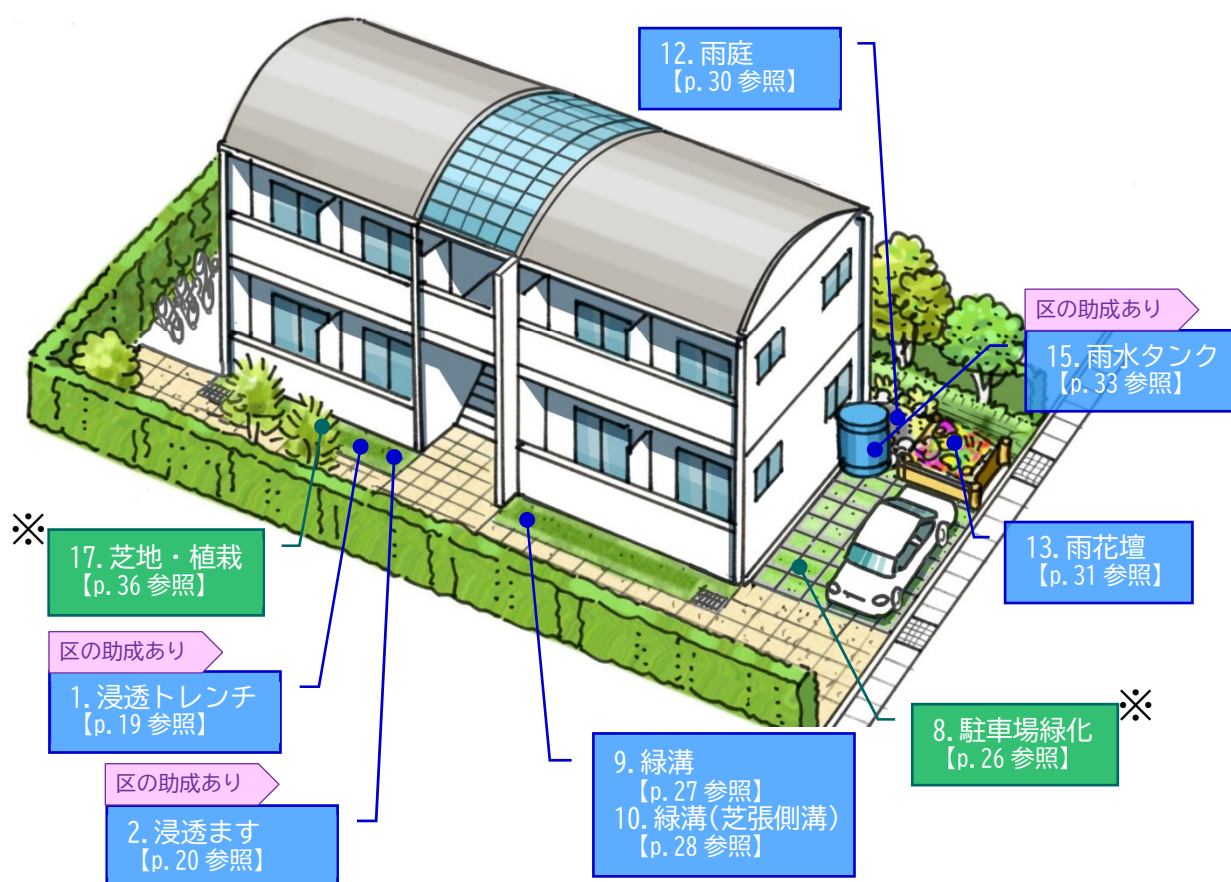


※ : 条件によって助成の対象となる場合があります。

2) 小規模集合住宅

アパート等の小規模集合住宅への導入が期待されるグリーンインフラ施設とその設置のイメージを以下に示します。

イメージでは、屋外に共有スペースのある小規模集合住宅を示しています。実際の屋外スペースの状況に応じて、グリーンインフラ施設の導入の可能性について、新築時にはオーナー、事業者の方にご検討いただき、実行可能な範囲において、取り組んでいただくことが期待されます。



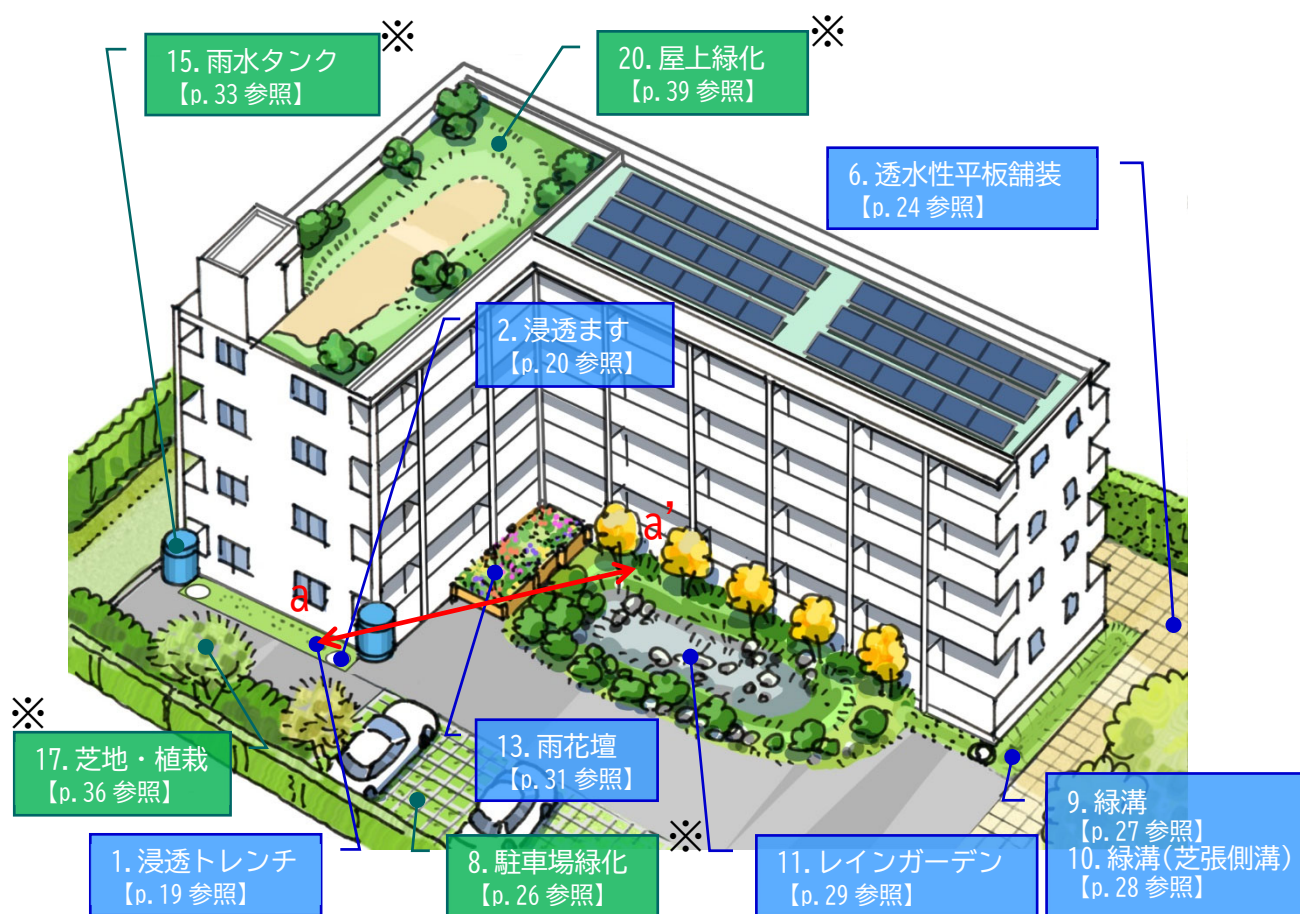
小規模集合住宅のイメージ

※ : 条件によって助成の対象となる場合があります。

3) 中・大規模集合住宅

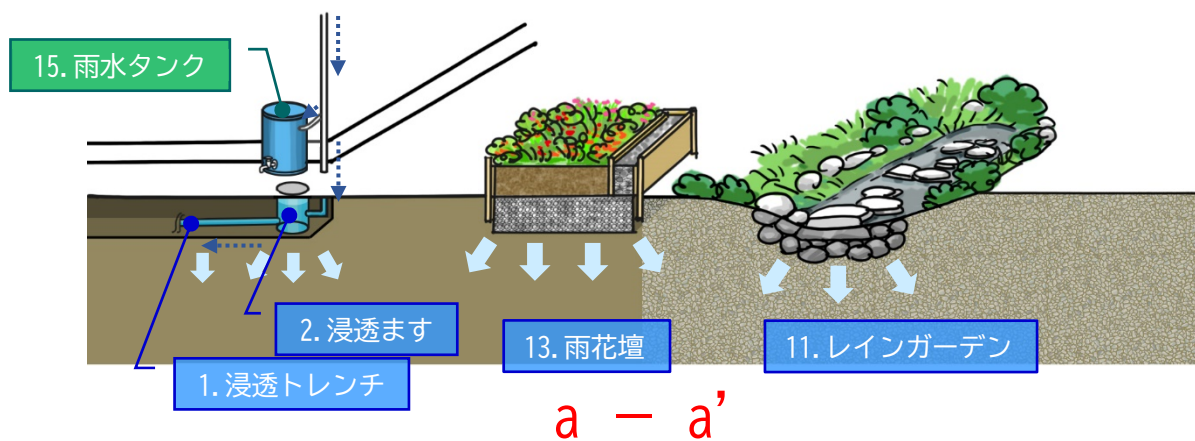
マンションや団地等の中・大規模集合住宅への導入が期待されるグリーンインフラ施設とその設置のイメージを以下に示します。

イメージでは、屋外に共有スペースのある中・大規模集合住宅を示しています。実際の屋外スペースの状況に応じて、グリーンインフラ施設の導入の可能性について、新築時にはオーナー、事業者の方に、また既存の分譲マンションでは管理組合においてご検討いただき、実行可能な範囲において、取り組んでいただくことが期待されます。



中・大規模集合住宅のイメージ

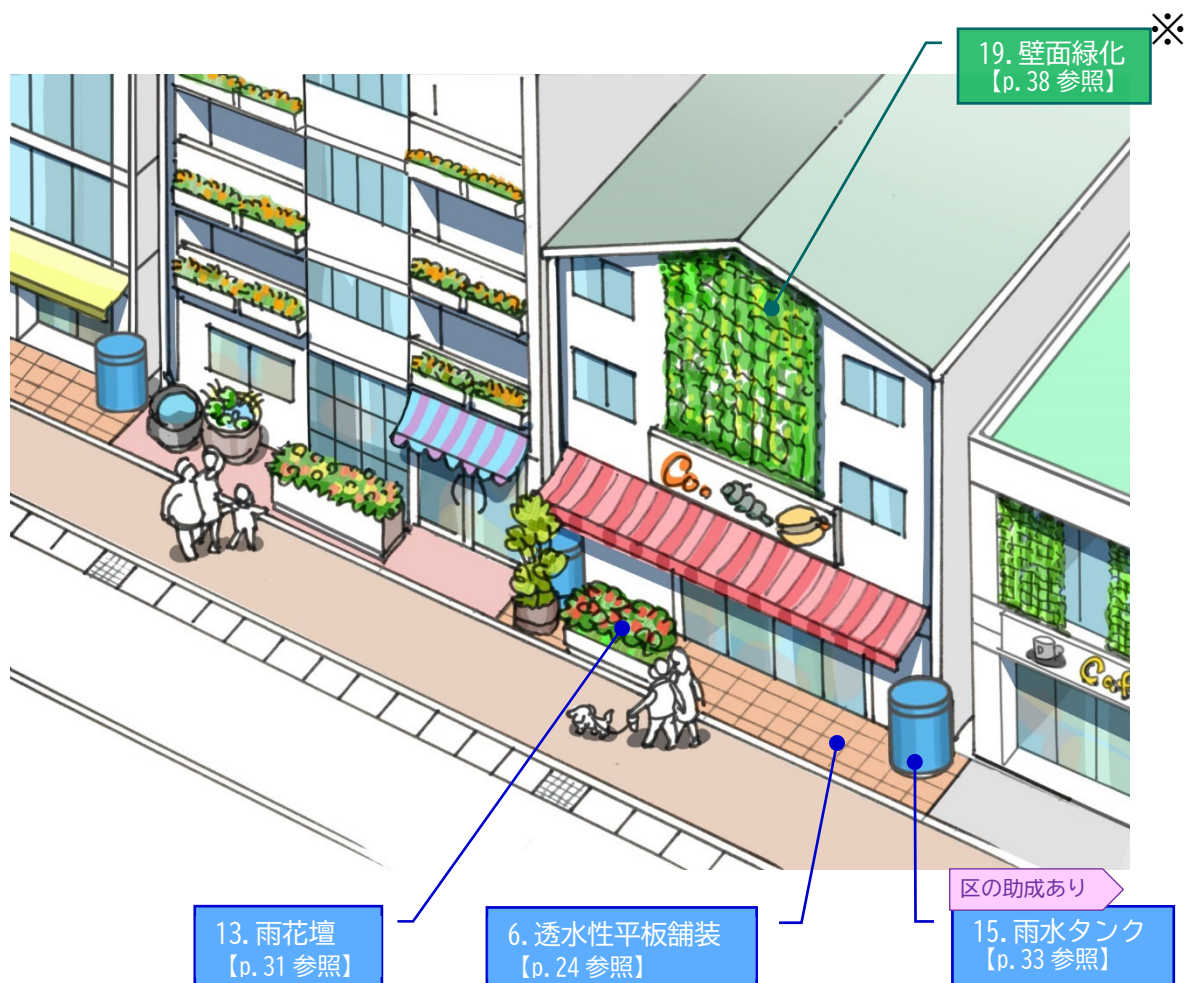
※ : 条件によって助成の対象となる場合があります。



4) 小規模店舗

小規模店舗への導入が期待されるグリーンインフラ施設とその設置のイメージを以下に示します。

イメージでは、店前に小さなスペースがある小規模店舗2店舗を示しています。店前やバルコニーのスペースの状況に応じて、グリーンインフラ施設の導入の可能性についてご検討いただき、実行可能な範囲において、取組んでいただくことが期待されます。



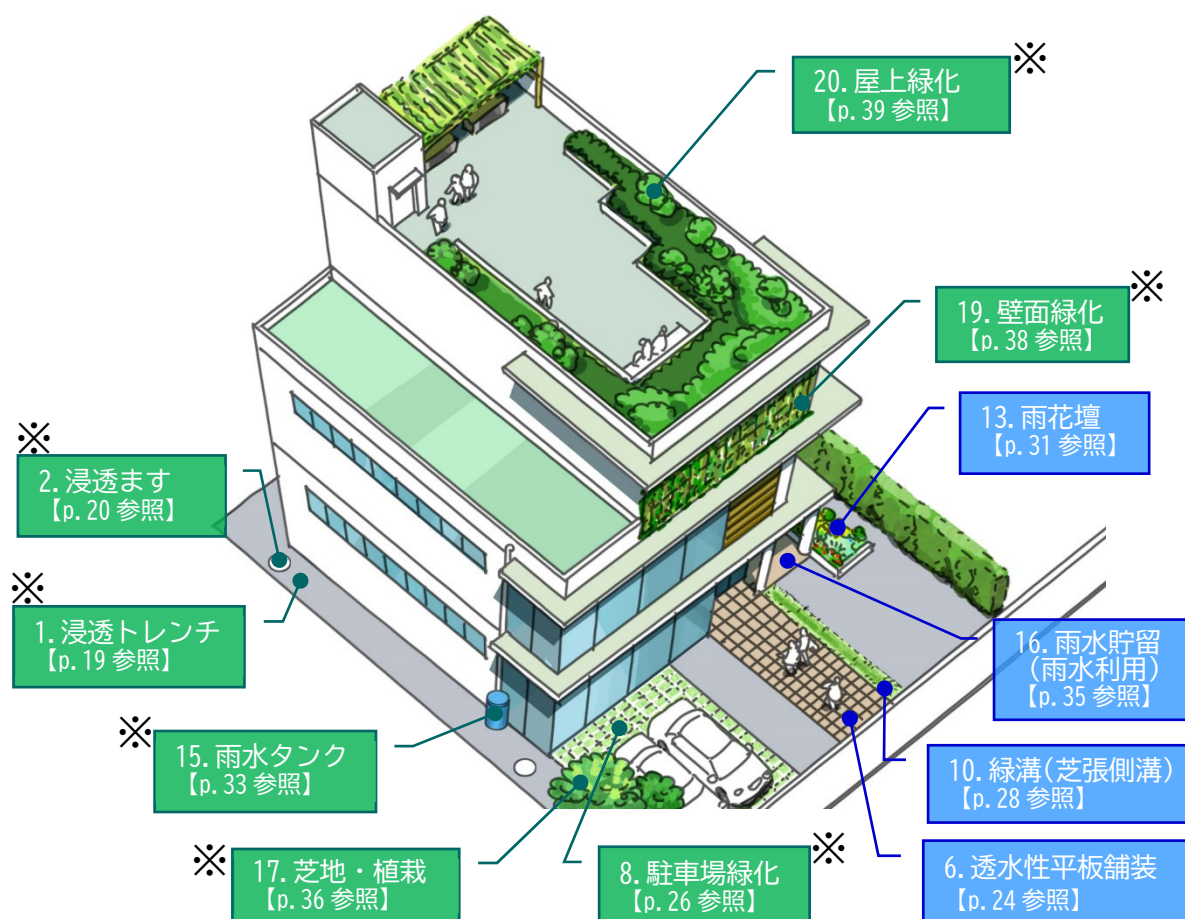
小規模店舗のイメージ

※ : 条件によって助成の対象となる場合があります。

5) オフィスビル

オフィスビルへの導入が期待されるグリーンインフラ施設とその設置のイメージを以下に示します。

イメージでは、屋外に一定のスペースのあるオフィスビルを示しています。屋外のスペースの状況に応じて、グリーンインフラ施設の導入の可能性についてご検討いただき、実行可能な範囲において、取組んでいただくことが期待されます。



オフィスビルのイメージ

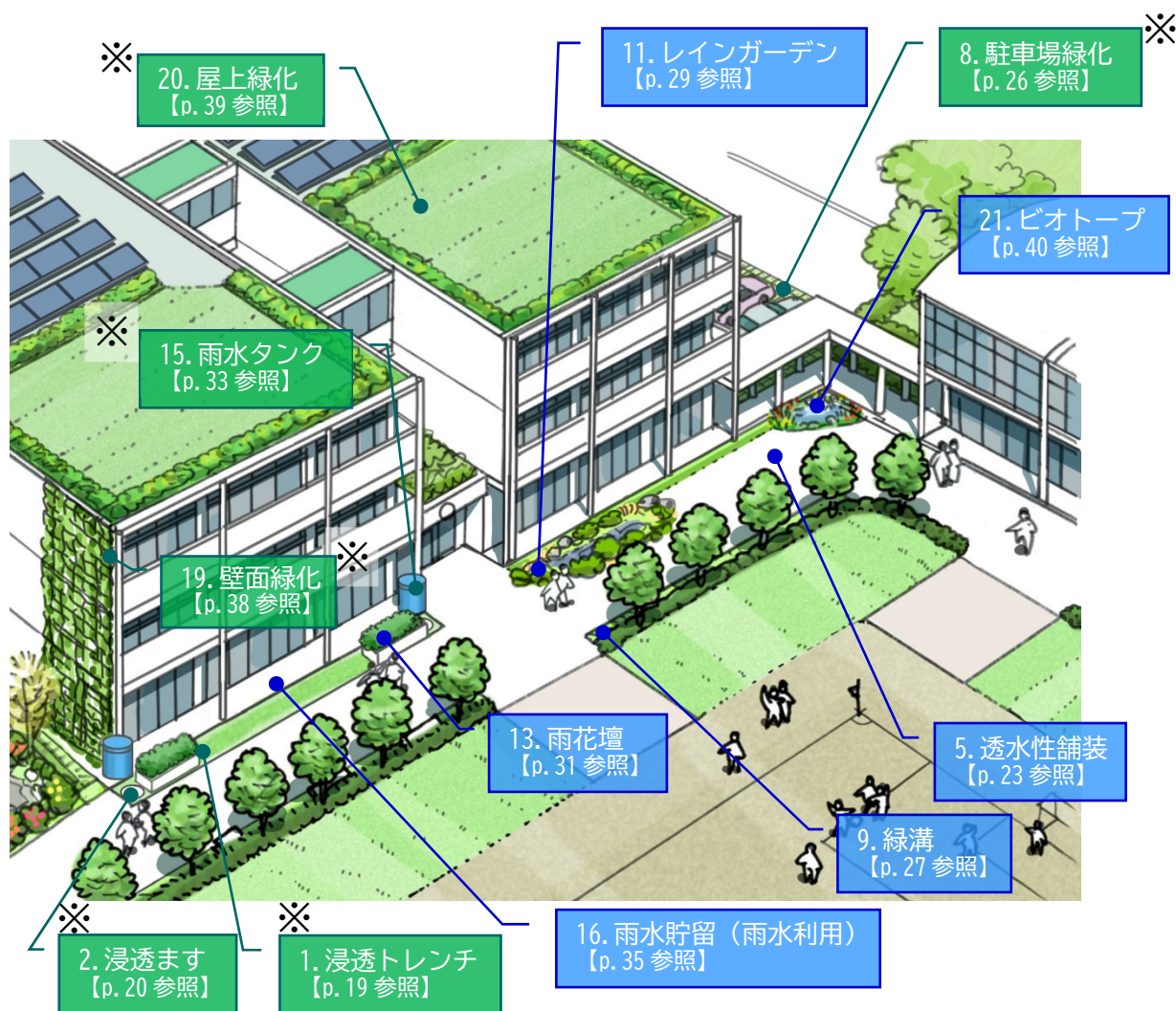
※ : 条件によって助成の対象となる場合があります。

上記の他、現地の状況を踏まえて、本書「1.2 グリーンインフラ施設と効果」〈導入施設例 12. 雨庭(p. 30)〉の設置可能性についても検討します。

6) 教育施設

教育施設への導入が期待されるグリーンインフラ施設とその設置のイメージを以下に示します。

イメージでは、屋外に比較的広いスペースのある教育施設(学校)を示しています。屋外のスペースの状況に応じて、グリーンインフラ施設の導入の可能性についてご検討いただき、実行可能な範囲において、取り組んでいただくことが期待されます。



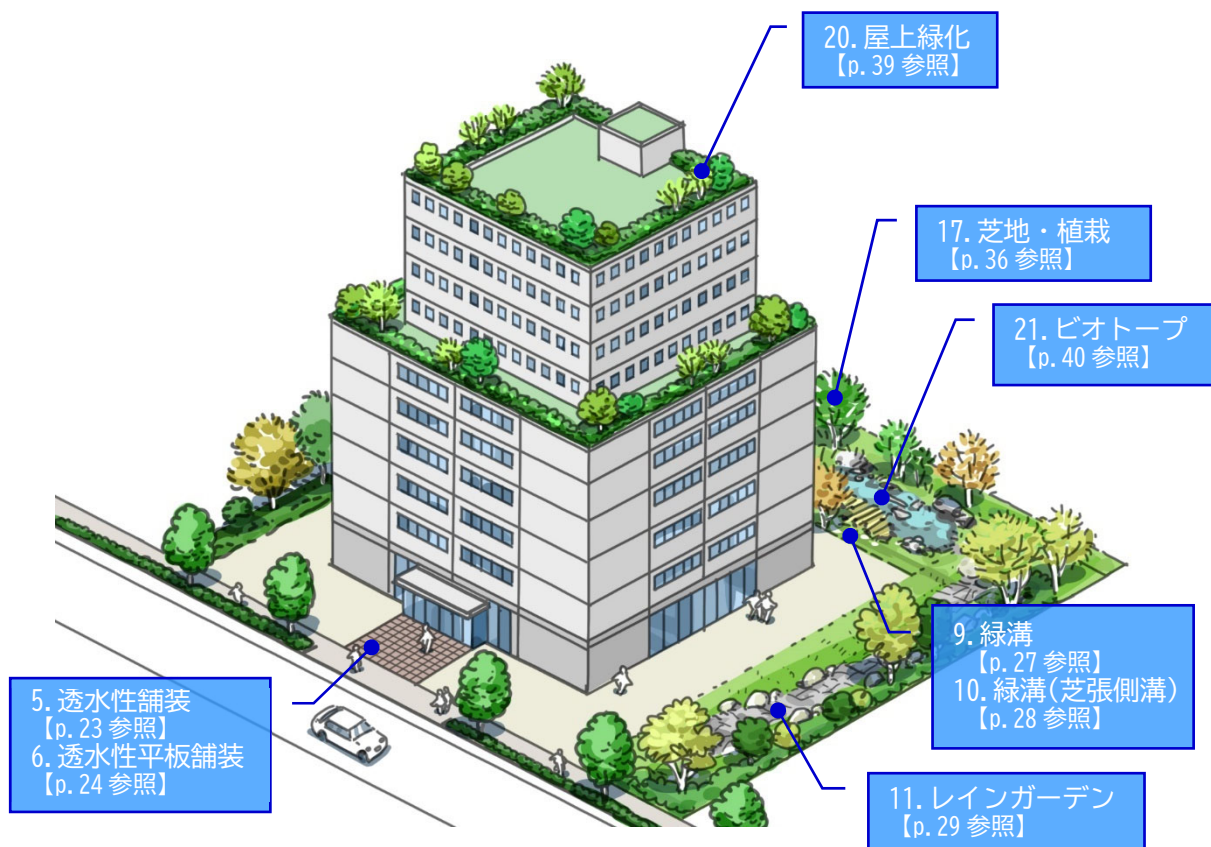
教育施設のイメージ

※ : 条件によって助成の対象となる場合があります。

7) 大規模開発事業

区内で計画される大規模開発事業において、導入が期待されるグリーンインフラ施設とその設置のイメージを以下に示します。

イメージでは、再開発事業等の大規模開発事業を示しています。屋外のスペースの状況に応じて、グリーンインフラ施設の導入の可能性についてご検討いただき、実行可能な範囲において、取り組んでいただくことが期待されます。



大規模開発事業のイメージ

上記の他、現地の状況、スペースの有無等を踏まえて、本書「1.2 グリーンインフラ施設と効果」〈導入施設例 7. 雨水貯留浸透(地下貯留浸透槽)(p. 25)、同 8. 駐車場緑化(p. 26)、同 19. 壁面緑化(p. 38)〉の設置可能性についてもご検討ください。

8) 都市農地、樹林地（社寺林・屋敷林を含む）

区内の都市農地は、グリーンインフラの観点からも、他の土地と比べて浸透量が大きい傾向があるため、都市農地を継続し、保全に取り組んでいただくことが期待されます。

樹林地（社寺林〈神社、寺院が所有する樹林〉、屋敷林〈屋敷の周囲に設置された樹林〉を含む）についても、都市部においては貴重な自然であり、引き続き保全に取り組んでいただくことが期待されます。

《都市農地【p.41 参照】》

都市農地には、都市型水害の軽減に資する雨水貯留浸透機能があるほか、田園風景の創出、環境教育、自然とのふれあいの場の提供、コミュニティの創出といった多面的な機能があります。



都市農地のイメージ

▶ 区内における農業のあり方等については、「世田谷区農業振興計画」も参考にしてください。

コラム(実-1) 農福連携事業

区では、区内の農地保全と障害のある方の就労促進、工賃向上を図るため、令和3年度より農福連携事業に取り組んでおります。令和4年度には、農福連携事業の事業拠点とするため、粕谷二丁目の農地約3,400㎡を取得し、現在運営しています。

◆農福連携とは

農福連携とは、障害のある方の社会参画と農業の新たな働き手の確保を目指す取り組みのことです。

◆取組内容

1. 障害のある方とともに、農園管理を行います！
2. 障害のある方を対象にした、農作業体験会を開催します！
3. 収穫した農産物を加工して、魅力的な世田谷産の商品を作ります！
4. 農園を通じた地域の方々との交流・連携を進めます！
5. 地域の事業者・団体との連携を進めます！

事業のイメージ

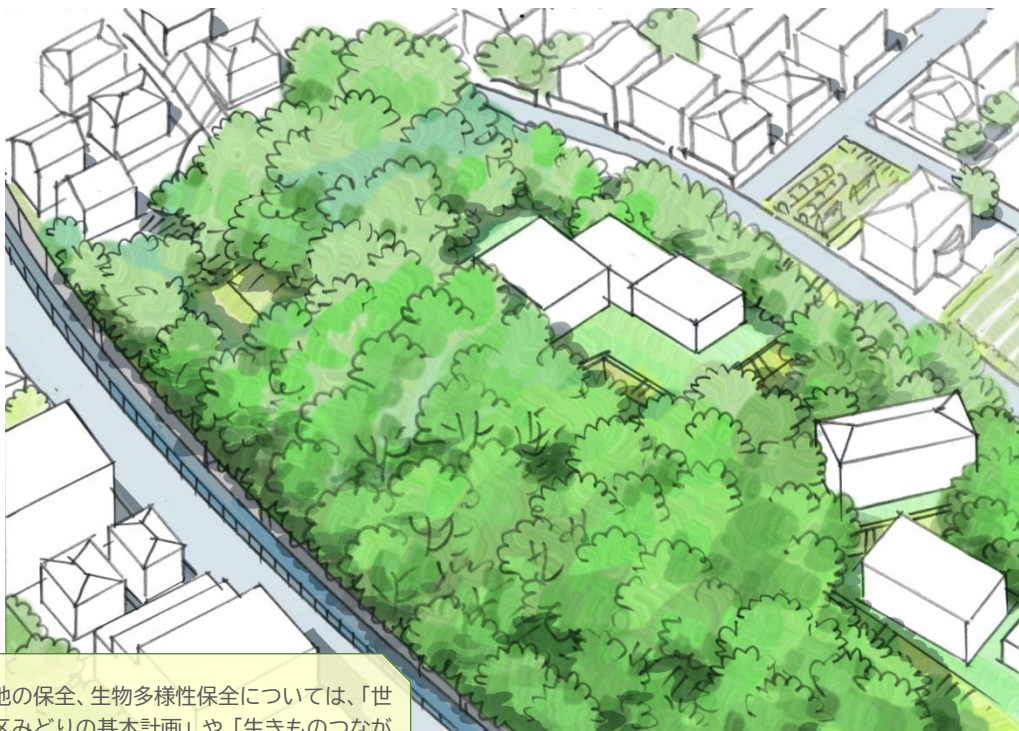


《お問い合わせ先》

- 農地全般について 区都市農業課 03-3411-6660
○障害者就労について 区障害者地域生活課 03-5432-2425

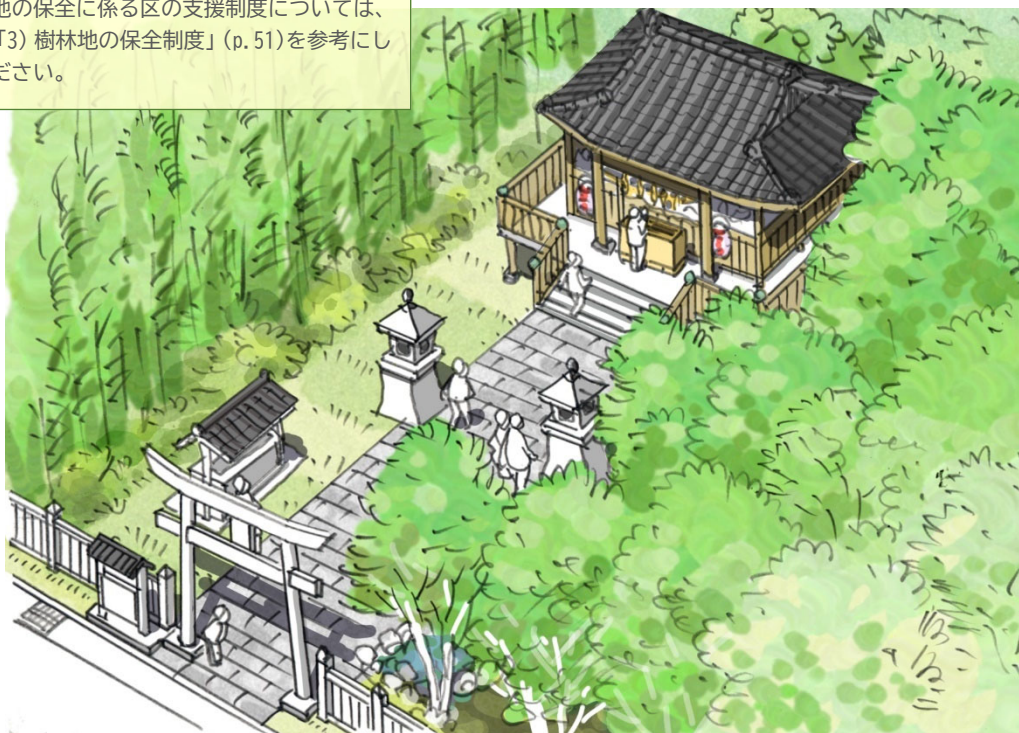
《樹林地（社寺林・屋敷林を含む）》

樹林地は、都市型水害の軽減や地下水^{かんよう}涵養に資する雨水貯留浸透機能があるほか、ヒートアイランド現象の緩和、気候変動の緩和に資する二酸化炭素の吸収固定、地域の生物多様性の保全、良好な風景の形成、環境教育・自然とのふれあいの場、健康の増進・福祉の場及び街の魅力向上等に資する機能があります。



- ▶ 樹林地の保全、生物多様性保全については、「世田谷区みどりの基本計画」や「生きものつながる世田谷プラン」も参考にしてください。
- ▶ 樹林地の保全に係る区の支援制度については、本書「3）樹林地の保全制度」（p. 51）を参考にしてください。

樹林地のイメージ



社寺林・屋敷林のイメージ

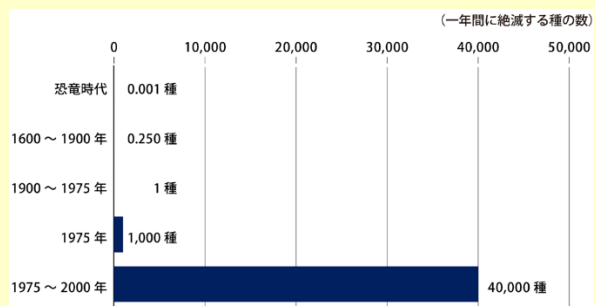
コラム(実-2) ネイチャーポジティブの取組み

◆急速に失われる地球上の生物多様性

現代は、生命が地球に誕生して以来、主に人間活動による影響で、生きものが最も速く絶滅している時代、「第6の大量絶滅時代」と言われています。

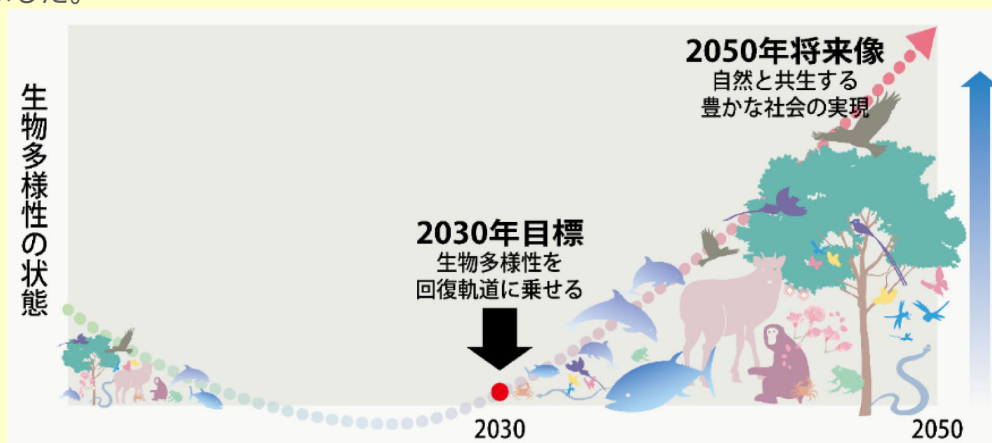
右図) 種の絶滅速度

※ノーマン・マイヤーズ著「沈みゆく箱舟」(1981)より環境省が作成した「平成22年版 環境白書/循環型社会白書/生物調整白書(2012年6月環境省)」を基に東京都が作成



◆ネイチャーポジティブとは

昆明・モントリオール生物多様性枠組では、2030年ミッションとして「生物多様性の損失を止めて逆転させ、回復への軌道に乗せるために緊急の行動を取る」という、いわゆる「ネイチャーポジティブ」を掲げ、それに向けた23のグローバルターゲットを設定しました。



◆30by30 と OECM

この23のグローバルターゲットの一つとして、2030年までに陸域・内陸水域及び沿岸域・海域の少なくとも30%を保護する30by30（サーティ・バイ・サーティ）が新たに設定されました。

30by30の実現のためには、法律等に基づく国立公園等の保護地域の保全・拡充だけでは不十分であり、民間の所有地等の「保護地域以外で生物多様性保全に資する地域(Other Effective area-based Conservation Measures, OECM)」を効果的に保全・管理することが重要です。

現在、「民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域」を保護地域内外問わず「自然共生サイト」に認定しており、この「自然共生サイト」に認定された区域のうち、保護地域との重複を除いた区域を「OECM」として登録する流れとなっています。

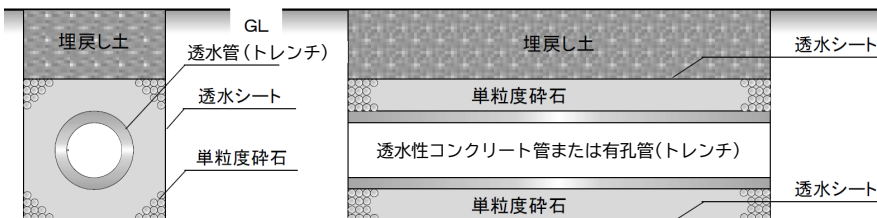
2023年度前期に「自然共生サイト」に認定された全国約120件のうち、東京都では16件が認定されています。

出典) 東京都生物多様性地域戦略(東京都環境局自然環境部計画課、令和5(2023)年4月)
環境省 HP(<https://policies.env.go.jp/nature/biodiversity/30by30alliance/>)

1.2 グリーンインフラ施設と効果

以下に、各グリーンインフラ施設の概要と期待される効果について示します。

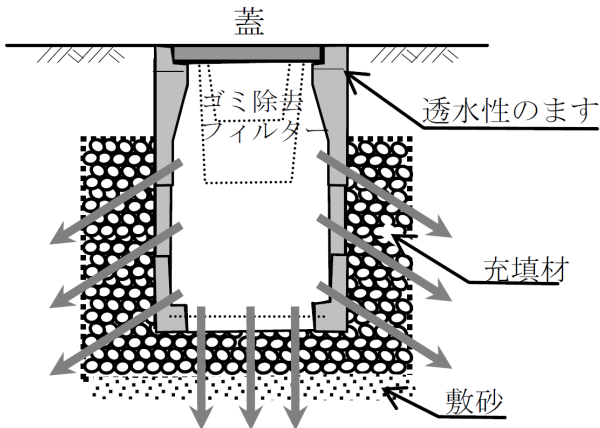
【導入施設例】

主な要素		雨水を土壌に浸透させる施設 / 雨水を利用する施設 / みどり											
1. 浸透トレンチ	施設概要	浸透トレンチとは、多くの穴が開いている管のことで、集めた雨水を地下に染み込ませる働きがあります。											
	期待される効果	都市型水害の軽減	雨水利用	地下水涵養と水質浄化	ヒートアイランド現象の緩和	二酸化炭素の吸収	生物多様性の保全	やすらぎ・憩いの空間の形成	良好な風景の形成	環境教育、自然とのふれあいの場	健康の増進・福祉の場	コミュニティの創出	街の魅力向上
		◎		○									
		凡例：◎効果の見える化、○期待される効果 ▶浸透トレンチの単位貯留・浸透量については「世田谷区雨水流出抑制施設技術指針（世田谷区、令和6年3月）」を参考にしてください。											
	概念図												
写真	 浸透トレンチ												
備考	浸透トレンチについては、性能や材質、大きさなどが異なる様々な製品が提供されています。製品の選定に際しては、設置可能な場所の広さ、地中埋設物の位置等を考慮の上、「世田谷区雨水流出抑制施設技術指針（世田谷区、令和6年3月）」等を参考に検討してください。												
助成制度	あり（詳しくは本書「1.3 区の支援制度」（p.43）を確認してください）												

※概念図については、「世田谷区雨水流出抑制施設技術指針」（世田谷区、令和6年3月）の図を一部改変

写真出典）区 HP(<https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/kurashi/005/003/004/d00032867.html>)

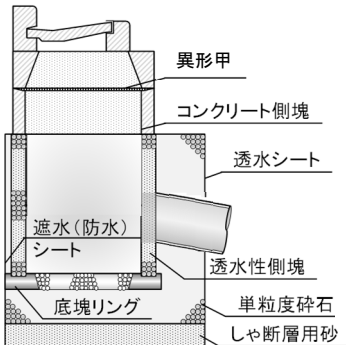
【導入施設例】

主な要素	雨水を土壌に浸透させる施設 / 雨水を利用する施設 / みどり												
2. 浸透ます	施設概要	浸透ますとは、コンクリート（又は合成樹脂）製で、底面や側面に多くの穴が開いているますのことで、敷地内の雨水を集水して地下に染み込ませる働きがあります。											
	期待される効果	都市型水害の軽減	雨水利用	地下水涵養と水質浄化	ヒートアイランド現象の緩和	二酸化炭素の吸収	生物多様性の保全	やすらぎ・憩いの空間の形成	良好な風景の形成	環境教育、自然とのふれあいの場	健康の増進・福祉の場	コミュニティの創出	街の魅力向上
		◎		○									
	凡例：◎効果の見える化、○期待される効果 ▶浸透ますの単位貯留・浸透量については「世田谷区雨水流出抑制施設技術指針（世田谷区、令和6年3月）」を参考にしてください。												
概念図													
写真													
	浸透ます												
備考	浸透ますについては、性能や材質、大きさなどが異なる様々な製品が提供されています。製品の選定に際しては、設置可能な場所の広さ、地中埋設物の位置等を考慮の上、「世田谷区雨水流出抑制施設技術指針（世田谷区、令和6年3月）」等を参考に検討してください。												
助成制度	あり（詳しくは本書「1.3 区の支援制度」（p. 43）を確認してください）												

概念図出典）「公共施設における一時貯留施設等の設置に係る技術指針」（東京都都市整備局、平成28年3月）

写真出典）区 HP(<https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/kurashi/005/003/004/d00032867.html>)

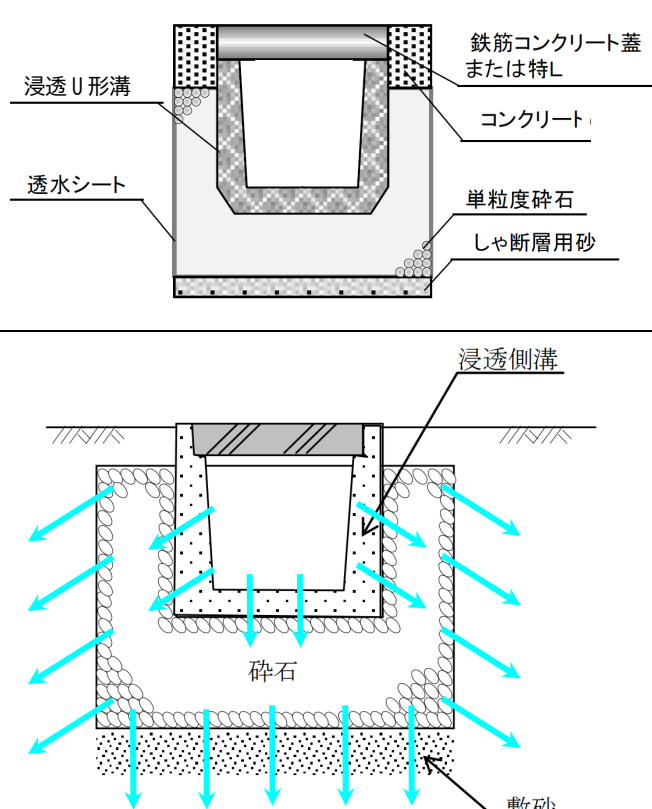
【導入施設例】

主要要素	雨水を土壌に浸透させる施設 / 雨水を利用する施設 / みどり												
3. 道路 浸透ます	施設概要	道路排水を対象にした浸透ますをいいます。											
	期待される効果	都市型 水害の 軽減	雨水利 用	地下水 涵養と 水質浄 化	ヒート アイラ ンド現 象の緩 和	二酸化 炭素の 吸収	生物多 様性の 保全	やすら ぎ・憩 いの空 間の形 成	良好な 風景の 形成	環境教 育、自 然との ふれあ いの場	健康の 増進・ 福祉の 場	コミュ ニティ の創出	街の魅 力向上
		◎		○									
	凡例：◎効果の見える化、○期待される効果												
	▶道路浸透ますの単位貯留・浸透量については「世田谷区雨水流出抑制施設技術指針（世田谷区、令和6年3月）」を参考にしてください。												
概念図													
写真													
	L 形用道路浸透ます												

※概念図については、「世田谷区雨水流出抑制施設技術指針」（世田谷区、令和6年3月）の図を一部改変

写真出典）せたがやグリーンインフラ ライブラリー2023（世田谷区、令和5年11月）

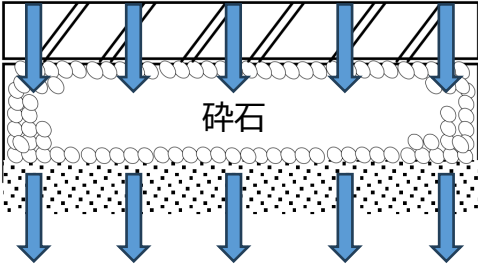
【導入施設例】

主要要素	雨水を土壌に浸透させる施設 / 雨水を利用する施設 / みどり										
	雨水を土壌に浸透させる施設										
4. 浸透側溝	施設概要	側溝の周辺を採石で充填し、その中に透水性の側溝を設置し、集水した雨水を地中に帯状に分散させる側溝類をいいます。									
	期待される効果	都市型 水害の 軽減	雨水利 用	地下水 涵養と 水質浄 化	ヒート アイラ ンド現 象の緩 和	二酸化 炭素の 吸収	生物多 様性の 保全	やすら ぎ・憩 いの空 間の形 成	良好な 風景の 形成	環境教 育、自 然との ふれあ いの場	健康の 増進・ 福祉の 場
		◎		○							
	凡例：◎効果の見える化、○期待される効果 ➤浸透側溝の単位貯留・浸透量については「世田谷区雨水流出抑制施設技術指針（世田谷区、令和6年3月）」を参考にしてください。										
	概念図	 地下に浸透するイメージ									

※概念図(上)については、「世田谷区雨水流出抑制施設技術指針」（世田谷区、令和6年3月）の図を一部改変

概念図(下)出典「公共施設における一時貯留施設等の設置に係る技術指針」（東京都都市整備局、平成28年3月）

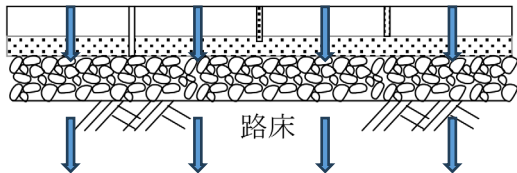
【導入施設例】

主な要素		雨水を土壌に浸透させる施設 / 雨水を利用する施設 / みどり										
5. 透水性舗装	施設概要	雨水を直接、透水性の舗装体に浸透させ、路床の浸透能力により、雨水を地中へ浸透させる舗装をいいます。主に歩道、遊歩道、駐車場に設置します。舗装体の貯留による流出抑制機能を期待する場合があります。										
	期待される効果	都市型水害の軽減	雨水利用	地下水涵養と水質浄化	ヒートアイランド現象の緩和	二酸化炭素の吸収	生物多様性の保全	やすらぎ・憩いの空間の形成	良好な風景の形成	環境教育、自然とのふれあいの場	健康の増進・福祉の場	コミュニティの創出
		◎		○								
		凡例：◎効果の見える化、○期待される効果 ▶透水性舗装の単位貯留・浸透量については「世田谷区雨水流出抑制施設技術指針（世田谷区、令和6年3月）」を参考にしてください。										
概念図		透水性舗装 										
写真		 透水性舗装の表面  通常の舗装の表面 										

※概念図については、「公共施設における一時貯留施設等の設置に係る技術指針」（東京都都市整備局、平成28年3月）の図を一部改変

写真出典）せたがやグリーンインフラ ライブラリー2023（世田谷区、令和5年11月）

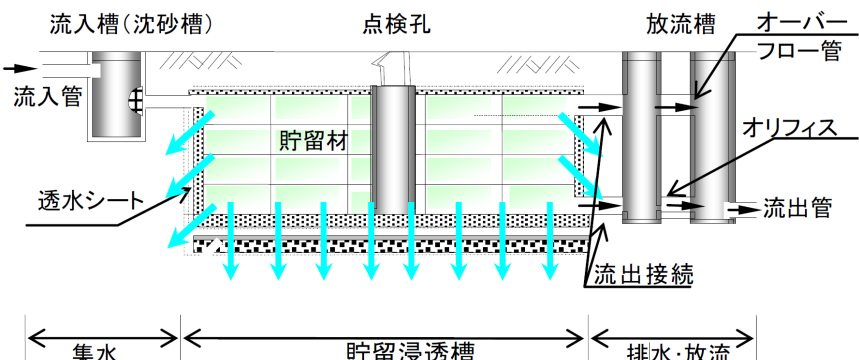
【導入施設例】

主要要素		雨水を土壌に浸透させる施設 / 雨水を利用する施設 / みどり										
6. 透水性 平板舗装	施設概要	透水性のコンクリート平板及び目地を通して雨水を地中に浸透させる機能をもつ舗装をいいます。透水性のインターロッキングブロック舗装も含まれます。浸透原理は透水性舗装と同じです。										
	期待される効果	都市型 水害の 軽減	雨水利 用	地下水 涵養と 水質浄 化	ヒート アイラ ンド現 象の緩 和	二酸化 炭素の 吸収	生物多 様性の 保全	やすら ぎ・憩 いの空 間の形 成	良好な 風景の 形成	環境教 育、自 然との ふれあ いの場	健康の 増進・ 福祉の 場	コミュ ニティ の創出
		◎		○					○			
	概念図	凡例：◎効果の見える化、○期待される効果 ▶透水性平板舗装の単位貯留・浸透量については「世田谷区雨水流出抑制施設技術指針（世田谷区、令和6年3月）」を参考にしてください。  ←コンクリート平板及び目地 路床										
	写真	 区立祖師谷三丁目南みちばた公園 (透水性インターロッキングブロック舗装)										

※概念図については、「公共施設における一時貯留施設等の設置に係る技術指針」（東京都都市整備局、平成28年3月）の図を一部改変

写真出典）せたがやグリーンインフラ ライブラリー2023（世田谷区、令和5年11月）

【導入施設例】

主要要素	雨水を土壌に浸透させる施設 / 雨水を利用する施設 / みどり										
7. 雨水 貯留浸透 (地下貯留 浸透槽)	施設概要	地下貯留施設に浸透機能を持たせるために、底面及び側面に浸透能力を持たせ、地下貯留槽へ貯留すると同時に浸透も行う施設のことをいいます。									
	期待される効果	都市型 水害の 軽減	雨水利 用	地下水 涵養と 水質浄 化	ヒート アイラ ンド現 象の緩 和	二酸化 炭素の 吸収	生物多 様性の 保全	やすら ぎ・憩 いの空 間の形 成	良好な 風景の 形成	環境教 育、自 然との ふれあ いの場	健康の 増進・ 福祉の 場
		◎		○							
	概念図										
	写真										

区立二子玉川公園（プラスチック製地下貯留浸透槽）

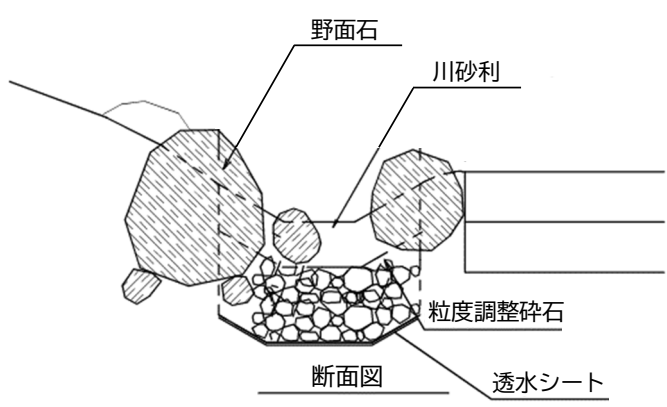
概念図出典)「公共施設における一時貯留施設等の設置に係る技術指針」(東京都都市整備局、平成 28 年 3 月) ※同書での施設名は「貯留浸透槽(埋設型貯留浸透システム)」といいます。
写真出典)せたがやグリーンインフラ ライブラリー 2023 (世田谷区、令和 5 年 11 月)

【導入施設例】

主な要素		雨水を土壌に浸透させる施設 / 雨水を利用する施設 / みどり											
8. 駐車場緑化	施設概要	駐車場の地表部の一部又は全部を芝等を用いて緑化することにより、一般的にアスファルトや砂利等からなる駐車場に、グリーンインフラの機能を付与した施設です。											
	期待される効果	都市型水害の軽減	雨水利用	地下水涵養と水質浄化	ヒートアイランド現象の緩和	二酸化炭素の吸収	生物多様性の保全	やすらぎ・憩いの空間の形成	良好な風景の形成	環境教育、自然とのふれあいの場	健康の増進・福祉の場	コミュニティの創出	街の魅力向上
		○		○	○				○				○
	凡例：◎効果の見える化、○期待される効果												
写真													
													
		区の公共施設の駐車場緑化											
助成制度		あり（詳しくは本書「1.3 区の支援制度」（p.49）を確認してください）											

写真出典）せたがやグリーンインフラ ライブラリー2023（世田谷区、令和5年11月）

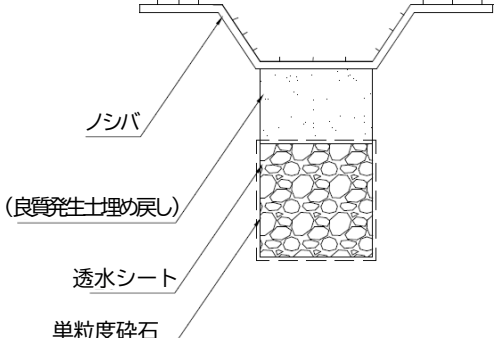
【導入施設例】

主要要素	雨水を土壌に浸透させる施設 / 雨水を利用する施設 / みどり													
9. 緑溝	施設概要	溝状に掘削した部分に碎石層（浸透基盤）を設置することにより、雨水を貯留させながら地中へ分散、浸透させる施設をいいます。												
	期待される効果	都市型水害の軽減	雨水利用	地下水涵養と水質浄化	ヒートアイランド現象の緩和	二酸化炭素の吸収	生物多様性の保全	やすらぎ・憩いの空間の形成	良好な風景の形成	環境教育、自然とのふれあいの場	健康の増進・福祉の場	コミュニティの創出	街の魅力向上	
		◎		○	○					○				○
		凡例：◎効果の見える化、○期待される効果 ▶緑溝の単位貯留・浸透量については「世田谷区雨水流出抑制施設技術指針（世田谷区、令和6年3月）」を参考にしてください。												
概念図														
写真														
	区立岡本いこいのもり緑地													

※概念図については、「せたがやグリーンインフラ ライブラリー2023」（世田谷区、令和5年11月）の図を一部改変

写真出典）せたがやグリーンインフラ ライブラリー2023（世田谷区、令和5年11月）

【導入施設例】

主な要素	雨水を土壤に浸透させる施設 / 雨水を利用する施設 / みどり												
10. 緑溝 (芝張側溝)	施設概要	溝状に掘削した部分に碎石層（浸透基盤）を設置し、地表面には芝を敷設した構造とすることにより、雨水を貯留させながら地中へ分散、浸透させる施設をいいます。											
	期待される効果	都市型水害の軽減	雨水利用	地下水涵養と水質浄化	ヒートアイランド現象の緩和	二酸化炭素の吸収	生物多様性の保全	やすらぎ・憩いの空間の形成	良好な風景の形成	環境教育、自然とのふれあいの場	健康の増進・福祉の場	コミュニティの創出	街の魅力向上
		◎		○	○		○		○				○
	凡例：◎効果の見える化、○期待される効果 ➤緑溝（芝張側溝）の単位貯留・浸透量については「世田谷区雨水流出抑制施設技術指針（世田谷区、令和6年3月）」を参考にしてください。												
概念図													
写真	 区立岡本の丘緑地												

※概念図については、「せたがやグリーンインフラ ライブラリー2023」（世田谷区、令和5年11月）の図を一部改変

写真出典）せたがやグリーンインフラ ライブラリー2023（世田谷区、令和5年11月）

【導入施設例】

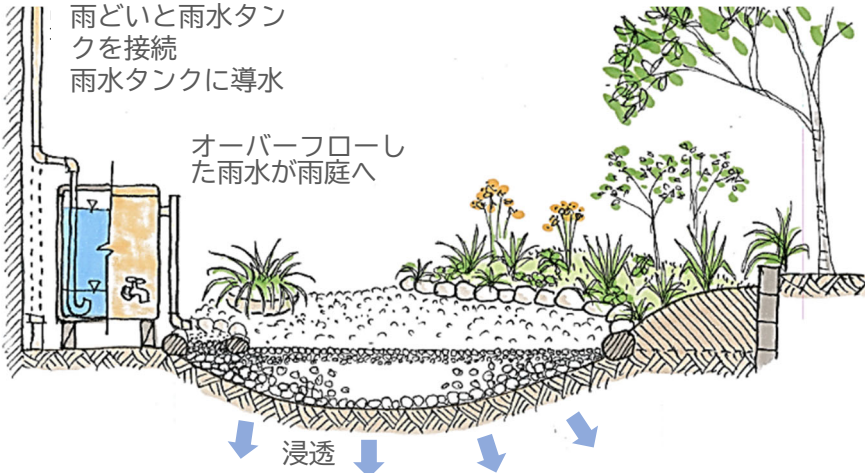
主要要素	雨水を土壌に浸透させる施設 / 雨水を利用する施設 / みどり												
11. レインガーデン	施設概要	レインガーデンとは、地盤部を砕石等で置換することにより、雨水を貯留させながら地中へ分散、浸透させる施設をいいます。											
	期待される効果	都市型水害の軽減	雨水利用	地下水涵養と水質浄化	ヒートアイランド現象の緩和	二酸化炭素の吸収	生物多様性の保全	やさぎ・憩いの空間の形成	良好な風景の形成	環境教育、自然とのふれあいの場	健康の増進・福祉の場	コミュニティの創出	街の魅力向上
		◎		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		凡例：◎効果の見える化、○期待される効果 ▶レインガーデンの単位貯留・浸透量については「世田谷区雨水流出抑制施設技術指針（世田谷区、令和 6 年 3 月）」の雨庭の項を参考にしてください。											
	概念図	区立南烏山二丁目みんなのにわ緑地のレインガーデン											
写真	区立南烏山二丁目みんなのにわ緑地 区立シモキタ雨庭広場												

※ガイドラインでは、レインガーデンと雨庭の違いについて、前者については誰もが立ち入って利用できる公共施設や民間施設等に設置されるもの、後者については個人で造成したもの（私的なものと地域に開かれたものなどがある）と区分しています。

※概念図については、「せたがやグリーンインフラ ライブラリー2023」（世田谷区、令和5年11月）の図を一部改変

写真出典）せたがやグリーンインフラ ライブラリー2023（世田谷区、令和5年11月）

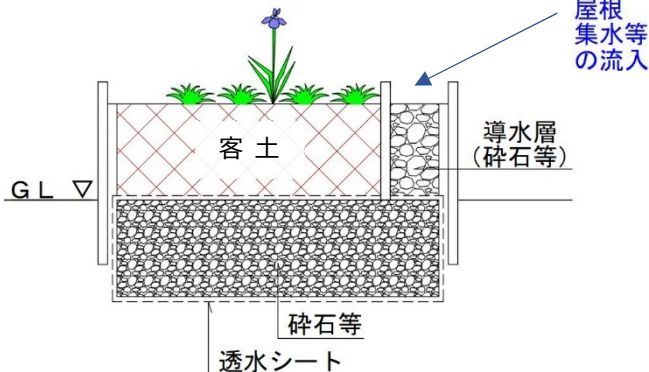
【導入施設例】

主な要素	雨水を土壌に浸透させる施設 / 雨水を利用する施設 / みどり												
12. 雨庭	施設概要	雨庭とは、地盤部を碎石等で置換することにより、雨水を貯留させながら地中へ分散、浸透させる施設をいいます。											
	期待される効果	都市型水害の軽減	雨水利用	地下水涵養と水質浄化	ヒートアイランド現象の緩和	二酸化炭素の吸収	生物多様性の保全	やすらぎ・憩いの空間の形成	良好な風景の形成	環境教育、自然とのふれあいの場	健康の増進・福祉の場	コミュニティの創出	街の魅力向上
		◎		○	○	○	○	○	○	○		○	○
	凡例：◎効果の見える化、○期待される効果 ➤雨庭の単位貯留・浸透量については「世田谷区雨水流出抑制施設技術指針（世田谷区、令和6年3月）」を参考にしてください。												
概念図	雨庭 雨庭植栽  ※神谷博氏提供												
写真	 世田谷トラストまちづくり ビジターセンター												

※ガイドラインでは、レインガーデンと雨庭の違いについて、前者については誰もが立ち入って利用できる公共施設や民間施設等に設置されるもの、後者については個人で造成したもの（私的なものと地域に開かれたものなどがある）と区分しています。

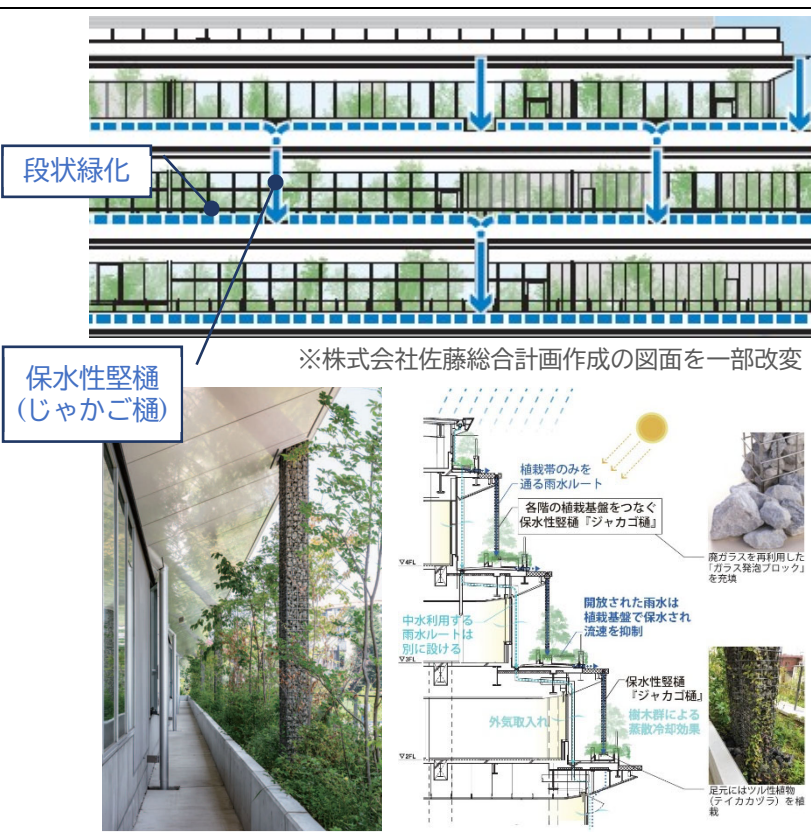
概念図出典）神谷博氏提供資料

【導入施設例】

主な要素		雨水を土壌に浸透させる施設 / 雨水を利用する施設 / みどり											
13. 雨花壇	施設概要	雨花壇とは、基礎部を砕石等で置換することにより、雨水を貯留させながら地中へ分散、浸透させる施設をいいます。											
	期待される効果	都市型水害の軽減	雨水利用	地下水涵養と水質浄化	ヒートアイランド現象の緩和	二酸化炭素の吸収	生物多様性の保全	やすらぎ・憩いの空間の形成	良好な風景の形成	環境教育、自然とのふれあいの場	健康の増進・福祉の場	コミュニティの創出	街の魅力向上
		◎		○	○		○	○	○	○		○	○
	凡例：◎効果の見える化、○期待される効果 ▶ 雨花壇の単位貯留・浸透量については「世田谷区雨水流出抑制施設技術指針（世田谷区、令和6年3月）」を参考にしてください。												
概念図	断面図 												
写真	 区役所二子玉川分庁舎												

※概念図については、「世田谷区雨水流出抑制施設技術指針」（世田谷区、令和6年3月）の図を一部改変

【導入施設例】

主な要素	雨水を土壌に浸透させる施設 / 雨水を利用する施設 / みどり												
14. 段状緑化と保水性豎樋（じゃかご樋）	施設概要	建物に降った雨水は、最上階から各階のバルコニーに設置された植栽基盤（段状緑化）へ、保水性に優れた「ガラス発砲ブロック」を金網の籠に充填した保水性豎樋（じゃかご樋）を伝ってゆっくりと流れ、建物に降った雨水の流出抑制効果を高めています。											
	期待される効果	都市型水害の軽減	雨水利用	地下水涵養と水質浄化	ヒートアイランド現象の緩和	二酸化炭素の吸収	生物多様性の保全	やさぎ・憩いの空間の形成	良好な風景の形成	環境教育、自然とのふれあいの場	健康の増進・福祉の場	コミュニティの創出	街の魅力向上
		○			○	○	○	○	○		○		○
凡例：◎効果の見える化、○期待される効果													
概念図	段状緑化 保水性豎樋（じゃかご樋）  ※株式会社佐藤総合計画作成の図面を一部改変 写真提供：堀越圭晋/株式会社エスエス東京支店 図面提供：株式会社佐藤総合計画												
写真	 区立保健医療福祉総合プラザ（写真提供：堀越圭晋/株式会社エスエス東京支店）												

【導入施設例】

主要要素		雨水を土壌に浸透させる施設 / 雨水を利用する施設 / みどり											
15. 雨水タンク	施設概要	屋根に降った雨水を一時的に貯留する施設です。雨水タンクに貯留されることで、雨水が河川や下水道に集中して流れ込むことを抑制するとともに、降雨時に貯留された雨水が、庭の水やり等の生活用水として利用できます。その結果として、節水効果が期待されます。また、災害時の断水に際しては、手洗いや洗濯等の生活用水としての活用が期待されます。											
	期待される効果	都市型水害の軽減	雨水利用	地下水涵養と水質浄化	ヒートアイランド現象の緩和	二酸化炭素の吸収	生物多様性の保全	やすらぎ・憩いの空間の形成	良好な風景の形成	環境教育、自然とのふれあいの場	健康の増進・福祉の場	コミュニティの創出	街の魅力向上
		◎	○										
	凡例：◎効果の見える化、○期待される効果 ▶ 雨水タンクの単位貯留・浸透量については「世田谷区雨水流出抑制施設技術指針(世田谷区、令和6年3月)」を参考にしてください。												
写真	 二子玉川公園ビジターセンター 												
備考	雨水タンクについては、貯留可能な雨水の容量により大きさや形状が異なり、材質やデザインについても様々な製品が提供されています。購入に際しては、ご自身が必要と考える容量や設置可能な場所の広さなどを考慮し、検討してください。												
助成制度	あり（詳しくは本書「1.3 区の支援制度」(p. 44)を確認してください)												

写真(下)出典)「世田谷区豪雨対策行動計画」(改定)(世田谷区、令和4年3月)

コラム(実-3) 雨水貯留浸透施設のお手入れ

浸透ますや浸透トレンチには、蓋をしても落葉や土砂等が溜まってきます。また、雨水タンクには、時間の経過とともに付属のフィルターにゴミが溜まってきます。施設の機能を保ち続けるため、適切なお手入れをしましょう。

◆浸透ます、浸透トレンチ

- ①浸透ますの蓋や浸透トレンチとの接続部にあるフィルター等に破損が見られた場合、修理や部品の交換を行います。
 - ②浸透ますの底に土砂や落葉、ゴミ等が溜まっている場合（以下、写真）、取り出して清掃します。取り出した土砂等の中に、元々浸透ますの中に入れておいた砕石が含まれる場合は、水洗いして浸透ますに戻しておきましょう。
 - ③浸透トレンチとの接続部にフィルターがある場合は、取り外して水洗いし、元の位置に戻しておきましょう。
- ※1 区で降水量が増えるのは6月～10月頃であり、その時期の前後（5月頃と11月頃）に点検してみましょう。
- ※2 下の写真は、浸透ますの蓋を開けてみたところです。浸透ますには様々なタイプのものがあります。

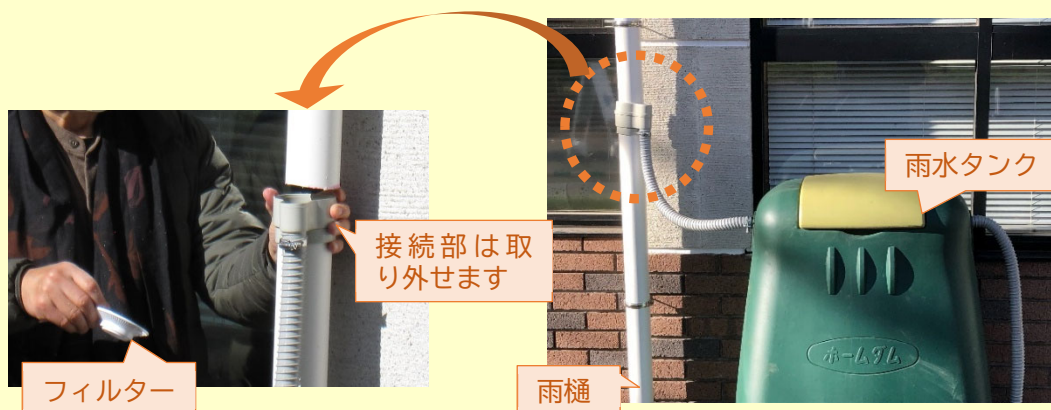


写真左右の管口にはフィルターが設置されていません。底面の他、左右の管口にも落葉等が堆積しています。

蓋を開けるとプラスチック製の雨水ますが設置されています。

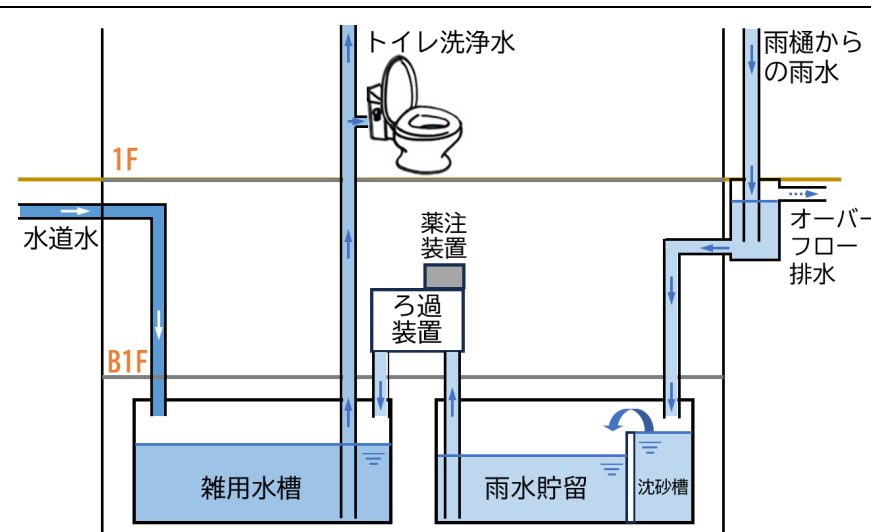
◆雨水タンク

雨樋と雨水タンクとの接続部には、ゴミ等を除去するフィルターが設置されています。このフィルターの状態を定期的に確認し、フィルターにゴミが見られた場合は、取り外して水洗いをしましょう。



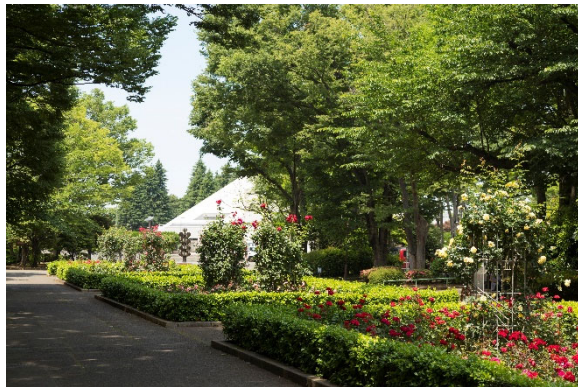
※「世田谷区雨水流出抑制施設技術指針(世田谷区、令和6年3月)」や購入した販売店の意見等も参考にしてください。

【導入施設例】

主な要素	雨水を土壌に浸透させる施設 / 雨水を利用する施設 / みどり												
16. 雨 水 貯留（雨 水利用）	施設概要	地下貯留槽や大型の雨水タンクに雨水を貯留し、ろ過した雨水をトイレの洗浄水等として利用しています。											
	期待される効果	都市型水害の軽減	雨水利用	地下水涵養と水質浄化	ヒートアイランド現象の緩和	二酸化炭素の吸収	生物多様性の保全	やすらぎ・憩いの空間の形成	良好な風景の形成	環境教育、自然とのふれあいの場	健康の増進・福祉の場	コミュニティの創出	街の魅力向上
		◎	○										
	凡例：◎効果の見える化、○期待される効果 ▶雨水貯留(雨水利用)の単位貯留・浸透量については「世田谷区雨水流出抑制施設技術指針(世田谷区、令和6年3月)」を参考にしてください。												
概念図													
写真	 区立世田谷公衆トイレ 屋根に降った雨を貯めています。災害時に断水した場合、トイレを流すために使用できます。水栓は裏側にあります。雨水タンクが満水で約150回流すことができます。  砧総合支所(ろ過した雨水をトイレの洗浄水に使用)												
計画・設計・施工	本施設の計画、設計、施工に際しては、「公共施設における一時貯留施設等の設置に係る技術指針(東京都都市整備局、平成28年3月)」を参考にしてください。												

写真出典）せたがやグリーンインフラ ライブラリー2023（世田谷区、令和5年11月）

【導入施設例】

主な要素		雨水を土壌に浸透させる施設 / 雨水を利用する施設 / みどり											
17. 芝地・植栽	施設概要	裸地部分に地被植物や樹木を植えることで浸透能力の維持・向上が期待できます。											
	期待される効果	都市型水害の軽減	雨水利用	地下水涵養と水質浄化	ヒートアイランド現象の緩和	二酸化炭素の吸収	生物多様性の保全	やすらぎ・憩いの空間の形成	良好な風景の形成	環境教育、自然とのふれあいの場	健康の増進・福祉の場	コミュニティの創出	街の魅力向上
		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		凡例：◎効果の見える化、○期待される効果 ▶芝地・植栽の単位貯留・浸透量については「世田谷区雨水流出抑制施設技術指針（世田谷区、令和6年3月）」を参考にしてください。											
	写真	 等々力溪谷公園  大蔵運動公園											
	助成制度	生垣助成、植栽帯助成、シンボルツリー助成等あり（詳しくは本書「1.3 区の支援制度」（p. 45～47）を確認してください）											

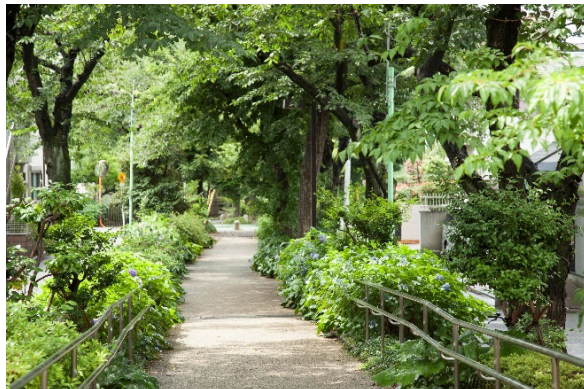
写真(上)出典) 区 HP：草地広場・芝生広場のある公園

(<https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/kusei/012/015/001/020/d00154209.html>)

写真(下)出典) 区 HP：世田谷 WEB 写真館

(<https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/kusei/005/d00035434.html>)

【導入施設例】

主な要素		雨水を土壤に浸透させる施設 / 雨水を利用する施設 / みどり											
18. 街路樹・植栽帯	施設概要	道路に沿って設置された植栽帯や植栽帯に植えられた街路樹は、雨水を貯留浸透する機能や地下水を涵養する機能、水質を浄化する機能を有しています。また、植栽された樹木（街路樹）は、ヒートアイランド現象の緩和や二酸化炭素の吸収機能、街中の良好な風景を形成する機能を有しています。											
	期待される効果	都市型水害の軽減	雨水利用	地下水涵養と水質浄化	ヒートアイランド現象の緩和	二酸化炭素の吸収	生物多様性の保全	やすらぎ・憩いの空間の形成	良好な風景の形成	環境教育、自然とのふれあいの場	健康の増進・福祉の場	コミュニティの創出	街の魅力向上
		○		○	○	○	○	○	○	○			○
		凡例：◎効果の見える化、○期待される効果 ➤街路樹・植栽帯の単位貯留・浸透量については「世田谷区雨水流出抑制施設技術指針（世田谷区、令和6年3月）」の芝地・植栽等の項を参考にしてください。											
写真	 けやき広場  呑川緑道												

写真出典）区 HP：世田谷 WEB 写真館

(<https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/kusei/005/d00035434.html>)

【導入施設例】

主要要素	雨水を土壤に浸透させる施設 / 雨水を利用する施設 / みどり												
19. 壁 面 緑化	施設概要	建築物の壁面を植物で緑化することです。建築物の壁際に植栽帯を設けてつる植物を植えるタイプのものや、建築物の壁面に植栽基盤を埋め込むタイプのものなどがあります。 緑化方法により得られる効果は異なることが想定されますが、地上部に植栽基盤を設けた場合には、雨水を貯留浸透する機能を有します。また、コンクリート面を被覆することでヒートアイランド現象の緩和効果や植物により建築物を修景する効果等が期待されます。											
	期待される効果	都市型水害の軽減	雨水利用	地下水涵養と水質浄化	ヒートアイランド現象の緩和	二酸化炭素の吸収	生物多様性の保全	やすらぎ・憩いの空間の形成	良好な風景の形成	環境教育、自然とのふれあいの場	健康の増進・福祉の場	コミュニティの創出	街の魅力向上
		○			○	○	○	○	○	○			○
	凡例：◎効果の見える化、○期待される効果 ※都市型水害の軽減効果については、地上部に植栽基盤を設けた場合に得られる効果とします。												
写真	 玉川総合支所・区民会館  区立世田谷公衆トイレ												
助成制度	あり（詳しくは本書「1.3 区の支援制度」（p. 48）を確認してください）												

写真出典）せたがやグリーンインフラ ライブラリー2023（世田谷区、令和5年11月）

【導入施設例】

主な要素		雨水を土壌に浸透させる施設 / 雨水を利用する施設 / みどり											
20. 屋上緑化	施設概要	建築物の断熱性や景観の向上、生態系の創出等を目的として、屋根や屋上に植物を植え緑化することです。											
	期待される効果	都市型水害の軽減	雨水利用	地下水涵養と水質浄化	ヒートアイランド現象の緩和	二酸化炭素の吸収	生物多様性の保全	やすらぎ・憩いの空間の形成	良好な風景の形成	環境教育、自然とのふれあいの場	健康の増進・福祉の場	コミュニティの創出	街の魅力向上
		○			○	○	○	○	○	○	○	○	○
	凡例：◎効果の見える化、○期待される効果 ▶屋上緑化による都市型水害の軽減効果（雨水貯留流出抑制効果）については、土壌が担う効果と植物が担う効果に分かれますが、土壌が担う効果が大部分を占めるといわれています。 出典）屋上緑化雨水貯留流出遅延に関する手引き（公益財団法人都市緑化機構 特殊緑化共同研究会、2021 年 4 月）												
写真													
	北沢タウンホール 5F 屋上庭園												
													
	緑化助成を受けた戸建住宅の屋上緑化												
助成制度		あり（詳しくは本書「1.3 区の支援制度」（p. 48）を確認してください）											

写真(上)出典）せたがやグリーンインフラ ライブラリー2023（世田谷区、令和5年11月）

【導入施設例】

主な要素		雨水を土壌に浸透させる施設 / 雨水を利用する施設 / みどり											
21. ビオトープ	施設概要	ビオトープとは、本来その土地に生息生育すると考えられる様々な野生動植物が、生息生育することが可能な空間のことで、「動植物の生息生育空間（環境）」との意味です。整備方法は立地や整備目的により様々な方法がみられます。											
	期待される効果	都市型水害の軽減	雨水利用	地下水涵養と水質浄化	ヒートアイランド現象の緩和	二酸化炭素の吸収	生物多様性の保全	やすらぎ・憩いの空間の形成	良好な風景の形成	環境教育、自然とのふれあいの場	健康の増進・福祉の場	コミュニティの創出	街の魅力向上
		○		○	○	○	○	○	○	○		○	○
	凡例：◎効果の見える化、○期待される効果 ※ビオトープ（生物の生息生育環境）については整備方法により備わる機能は大きく異なります。												
写真	 烏山川緑道（品川橋付近）  区立城山小学校												

写真出典）せたがやグリーンインフラ ライブラリー2023（世田谷区、令和5年11月）

【導入施設例】

主な要素		雨水を土壌に浸透させる施設 / 雨水を利用する施設 / みどり											
22. 都市農地	施設概要	区内にある農地のように、市街地及びその周辺において耕作の行われる土地を都市農地といいます。1975 年以降、区の都市農地は毎年数 ha ずつ減少しており、2021 年時点の農地率（全区面積に対する農地の割合）は 1.53%です。現在、区内に残された都市農地はほぼ生産緑地地区に指定されています。雨水の貯留浸透機能のほか、地下水涵養、ヒートアイランド現象の緩和等に寄与します。											
	期待される効果	都市型水害の軽減	雨水利用	地下水涵養と水質浄化	ヒートアイランド現象の緩和	二酸化炭素の吸収	生物多様性の保全	やすらぎ・憩いの空間の形成	良好な風景の形成	環境教育、自然とのふれあいの場	健康の増進・福祉の場	コミュニティの創出	街の魅力向上
		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	凡例：◎効果の見える化、○期待される効果												
写真	 区の都市農地  夏野菜収穫（じゃがいも堀り）												

写真(上)出典) 区 HP：世田谷区農地保全方針

(<https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/sumai/010/002/001/d00040478.html>)

写真(下)出典) 区 HP：世田谷 WEB 写真館

(<https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/kusei/005/d00035434.html>)

コラム(実-4) スマートフォンアプリを使った生物調査

お庭で雨庭の手入れをしても、植えた覚えのない植物がいつの間にか生えていたり、草花を目当てに昆虫等の小動物が入ってくることがあります。これら生き物の名前を知りたいとは思っても、専門家の助けを借りずに名前を調べるのは大変な作業です。この点、最近では、スマートフォンアプリを使用して生き物の名前を調べる取り組みが始まっています。

◆東京いきもの調査団

○東京都は、株式会社バイオームと締結した協定に基づき、同社が提供するいきものコレクションアプリ「Biome (バイオーム)」を活用した、都民参加型の生物調査「東京いきもの調査団」を 2023 年の夏から開始しています。

○「東京いきもの調査団」は、東京の生物多様性を守るため、多くの方にいきもの調査に参加してもらい、野生生物リスト（野生生物目録）を作成するプロジェクトです。



出典) 東京いきもの調査団 HP(<https://ikimono.tokyo>)

◆バイオーム (Biome)

○バイオームは最新の生物名前判定AIを備えているだけでなく、『図鑑』『マップ』『SNS』『クエスト』等、いきものにまつわる様々な機能を備えています。

○バイオームは写真を撮った季節と場所からいきもの名前を判定します。

○みんなで作るいきもの図鑑には、日本の動植物約 10 万種を収録しています。

出典) 株式会社バイオーム HP (<https://biome.co.jp>)



※詳しくは東京都(東京いきもの調査団)のホームページをご確認ください。

1.3 区の支援制度

以下に、グリーンインフラに関する助成制度について整理します。各助成制度について、担当窓口（問い合わせ先）を示しますので、事前にご相談ください。

1) 雨水流出抑制施設に関する助成制度

(1) 雨水浸透施設の設置に関する助成制度

区では、昭和 50 年代から雨水貯留浸透施設の設置を進めており、公共施設だけでなく、民間施設にも浸透ますや浸透トレンチ、雨水タンクの設置を呼びかけるなどして、豪雨対策に取り組んでいます。

表 1.2 雨水浸透施設に関する助成制度の概要

項目	内容
助成を受ける条件	- 区内に所有している土地に浸透施設を設置する方 - 浸透施設を設置する土地が、急傾斜地であったり、隣地との段差があったりしないこと - 浸透施設を設置する土地の地下水位(地表面から地下水面までの深さ)が 1 メートル以上あること - 浸透施設を設置したい箇所の四方に、十分なスペースがあること
助成対象	東京都が定める標準構造図に規定する設計浸透能力相当を有する施設です。ただし、標準構造ではない浸透ます・トレンチやボックス製品等についても、申請の際に貯留・浸透能力の計算書をあわせて添付することで助成を受けることができます。   浸透ます 浸透トレンチ
助成予定額	基本額と付帯工事費を合算し、消費税率(10%)を乗じた額が助成予定額となります。ただし、上限額は、一般地区が 40 万円、湧水保全重点地区及び流域対策推進地区が 50 万円です。 - 湧水保全重点地区とは、湧水地の^{かんよう}涵養区域のことです。 - 流域対策推進地区とは、過去に浸水被害があるなど、特に流域対策（雨水貯留浸透）の推進・促進を図る必要がある区域のことです。 ※湧水保全重点地区と流域対策推進地区については、ガイドライン【資料編】「2.1.4 グリーンインフラ導入検討に資する情報」(p. 25～26)をご確認ください。
区 HP(URL)	雨水浸透施設の設置に関する助成制度(補助金、助成金) (https://www.city.setagaya.lg.jp/mokujiki/kurashi/005/003/004/d00032867.html)
問い合わせ先	土木部 豪雨対策・下水道整備課 TEL：03-6432-7963 所在地：世田谷区玉川 1-20-1 二子玉川分庁舎
備考	助成を受けるには、事前申請が必要です。 <u>助成を受ける条件等については、今後変更になる可能性がありますので、上記以外の詳細な条件もあわせて、上記の問い合わせ先に、事前にご相談ください。</u>

(2)雨水タンクの設置に関する助成制度

区では、平成 22 年 7 月に「世田谷区雨水流出抑制施設の設置に関する指導要綱（平成 22 年 7 月 12 日 22 世土計第 204 号）」を制定し、より多くの雨水を貯留・浸透させるように取り組んでいます。取り組みのひとつとして助成制度を設け、区民の皆様へ雨水タンクの設置をお願いしています。

表 1.3 雨水タンクの設置に関する助成制度の概要

項目	内容
助成を受ける条件	区内で建物に雨水タンクを設置する方
助成対象	・屋根に降った雨水を一時貯留するもの ・市販されているもの
助成予定額	・本体購入費、設置経費のそれぞれ 2 分の 1 の額(100 円未満切捨て) ・上記をあわせた助成金の雨水タンク 1 基当たりについて上限額は 35,000 円(ただし、設置経費の上限額は 5,000 円) ・同一申請者に対する年度内の助成金の上限額は 140,000 円
区 HP(URL)	雨水タンクの設置に関する助成制度(補助金、助成金) https://www.city.setagaya.lg.jp/mokujiki/kurashi/005/003/004/d00032894.html
問い合わせ先	土木部 豪雨対策・下水道整備課 TEL：03-6432-7963 所在地：世田谷区玉川 1-20-1 二子玉川分庁舎
備考	助成を受けるには、事前申請が必要です。 [セット助成の概要] 「雨水タンク設置の助成」を「シンボルツリー植栽の助成」と一緒に申請を行う場合、雨水タンク 1 基あたりの設置助成限度額が 5 万円（通常は 3 万 5 千円）となります。 <u>助成を受ける条件等については、今後変更になる可能性がありますので、上記以外の詳細な条件もあわせて、上記の問い合わせ先に、事前にご相談ください。</u>



2) 緑化に関する助成制度

区では、道路に接した部分に生垣や植栽帯を造る場合やシンボルツリーを植栽する場合、建物の屋上や壁面を緑化する場合に、その費用の一部を助成しています。また、緑化に伴うブロック塀等撤去についても費用の一部を助成します。

表 1.4 緑化に関する助成制度の概要（生垣助成）

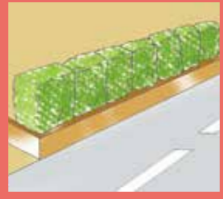
項目	内容
助成を受ける条件	・これから新しく生垣等を造成する場合、または既存のブロック塀等を取り壊して生垣等を造成する場合 ・造成する生垣等が幅 4m 以上の道路に接していること。または道路の中心線から 2m セットバックした場所に生垣等を造成すること ・接道部から奥行 5m までの範囲で道路に並行して延長 1m 以上の生垣等を造成すること ・造成する生垣等の高さが 60 センチメートル以上あり、葉の触れ合う程度に列植されること ・道路と生垣等との間に高さ 60 センチメートル以上の透過性のない遮へい物がないこと ・樹冠の半分以上が建物もしくは工作物の庇や階段等の直下でないこと
助成内容	1. 低木(樹高 0.6m 以上 1.0m 未満)の生垣 1m 当たり 6,000 円以内 2. 中木(樹高 1.0m 以上)の生垣 1m 当たり 12,000 円以内 3. 竹(笹を除き、樹高 1.5m 以上)の生垣 1m 当たり 12,000 円以内 4. 多年生つる植物等のフェンス緑化 1m 当たり 1,000 円以内 5. 生垣造成に伴う既存ブロック塀等の撤去 1m 当たり 5,000 円以内 A 生垣造成   ※右写真は本助成を受けて設置された生垣の例
区 HP(URL)	生垣・植栽帯・シンボルツリー、屋上・壁面緑化助成（緑化に伴うブロック塀等撤去についても一部助成対象） (https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/sumai/010/003/003/d00007924.html)
問い合わせ先	みどり 33 推進担当部 みどり政策課 TEL：03-6432-7905 所在地：世田谷区玉川 1-20-1 二子玉川分庁舎
備考	限度額は生垣・植栽帯・シンボルツリー合わせて 250,000 円です。 <u>助成を受ける条件等については、今後変更になる可能性がありますので、上記以外の詳細な条件もあわせて、上記の問い合わせ先に、事前にご相談ください。</u>

表 1.5 緑化に関する助成制度の概要（植栽帯助成）

項目	内容
助成を受ける条件	・これから新しく植栽帯を造成する場合、または既存のブロック塀等を取り壊して植栽帯を造成する場合 ・造成する植栽帯が幅 4m 以上の道路に接していること。または道路の中心線から 2m セットバックした場所に植栽帯を造成すること ・接道部から奥行 5m までの範囲で面積 1 平方メートル以上(植栽帯用縁石を除く)の植栽帯を造成すること ・植栽帯用縁石の高さが敷地地盤面から 60 センチメートル未満であること ・道路と植栽帯との間に高さ 60 センチメートル以上の透過性のない遮へい物がないこと ・植栽帯が建物もしくは工作物の庇や階段等の直下でないこと
助成内容	1. 植ます縁石の造成 1m 当たり 2,500 円以内 2. 植栽帯の造成 1 平方メートル当たり 6,000 円以内 3. 植栽帯造成に伴う既存ブロック塀等の撤去 1m 当たり 5,000 円以内 
区 HP(URL)	生垣・植栽帯・シンボルツリー、屋上・壁面緑化助成（緑化に伴うブロック塀等撤去についても一部助成対象） (https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/sumai/010/003/003/d00007924.html)
問い合わせ先	みどり 33 推進担当部 みどり政策課 TEL：03-6432-7905 所在地：世田谷区玉川 1-20-1 二子玉川分庁舎
備考	花苗や樹木等の購入費は除きます。 国、その他地方公共団体、その他区長が指定する公共的団体や「世田谷区建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例」第 3 条の規定が適用される建築主は助成対象外です。 限度額は生垣・植栽帯・シンボルツリー合わせて 250,000 円です。 <u>助成を受ける条件等については、今後変更になる可能性がありますので、上記以外の詳細な条件もあわせて、上記の問い合わせ先に、事前にご相談ください。</u>

表 1.6 緑化に関する助成制度の概要（シンボルツリー助成）

項目	内容
助成を受ける条件	・これから新しくシンボルツリーを植栽する場合、または既存のブロック塀等を取り壊してシンボルツリーを植栽する場合 ・植栽するシンボルツリーが幅 4m 以上の道路に面していること。または道路の中心線から 2m セットバックした場所から奥行 5m までの範囲でシンボルツリーを植栽すること ・接道部から奥行 5m までの範囲でシンボルツリーを植栽すること ・道路と植栽するシンボルツリーとの間に高さ 60 センチメートル以上の透過性のない遮へい物がないこと ・樹冠の半分以上が建物もしくは工作物の庇や階段等の直下でないこと
助成内容	1. 中木(樹高 1.5m 以上 2.5m 未満)の植栽 1 本当たり 12,000 円以内 2. 準高木(樹高 2.5m 以上)の植栽 1 本当たり 24,000 円以内 3. 竹(笹を除き、樹高 1.5m 以上)の植栽 1 本当たり 4,000 円以内 4. シンボルツリー植栽に伴うブロック塀等の撤去 1m 当たり 5,000 円以内 ※右写真は本助成を受けて設置されたシンボルツリーの例
区 HP(URL)	生垣・植栽帯・シンボルツリー、屋上・壁面緑化助成（緑化に伴うブロック塀等撤去についても一部助成対象） https://www.city.setagaya.lg.jp/mokujishi/sumai/010/003/003/d00007924.html
問い合わせ先	みどり 33 推進担当部 みどり政策課 TEL：03-6432-7905 所在地：世田谷区玉川 1-20-1 二子玉川分庁舎
備考	国、その他地方公共団体、その他区長が指定する公共的団体や「世田谷区建築物に係る住環境の整備に関する条例」第 3 条の規定が適用される建築主は助成の対象外です。 限度額は生垣・植栽帯・シンボルツリー合わせて 250,000 円です。 [セット助成の概要] 「シンボルツリー植栽の助成」を「雨水タンク設置の助成」と一緒に申請を行う場合、接道部から 5m 以内のシンボルツリー植栽に加え、接道部から 5m 以上奥のシンボルツリー植栽も助成の対象となります。（雨水タンク 1 基につき樹木 1 本） <u>助成を受ける条件等については、今後変更になる可能性がありますので、上記以外の詳細な条件もあわせて、上記の問い合わせ先に、事前にご相談ください。</u>

表 1.7 緑化に関する助成制度の概要（屋上・壁面緑化助成）

項目	内容
助成を受ける条件	- これから新しく建築物の屋上(建築物の屋根部分または屋根のないバルコニー等の床面を含む)の全部または一部に植栽基盤(可動式植栽基盤の場合は容量が1基 100L以上の安定的に設置できるもの)を1平方メートル以上整備して、樹木や多年草等を植栽する場合 - これから新しく建築物の外壁面(屋根のないバルコニー等の外壁面を含む)を多年生つる性植物等で1平方メートル以上緑化する場合(植物の根による外壁面の浸食を防ぐため、フェンス等を設置して多年生つる植物の登はんを誘引する場合を含む)。加えて多年生つる植物による緑化の場合は植栽基盤または補助材の水平方向の延長が1m以上で、植栽基盤または補助材の延長1m当たり3本以上の植物が植栽されること - 屋上緑化の場合、植栽基盤が建物もしくは工作物の庇や階段等の直下にならないこと
助成内容	1. 屋上緑化造成 植栽基盤土厚 15 センチメートル未満の場合 植栽基盤 1 平方メートル当たり 15,000 円以内 2. 屋上緑化造成 植栽基盤土厚 15 センチメートル以上の場合 植栽基盤 1 平方メートル当たり 20,000 円以内 3. 壁面緑化造成 植栽基盤面積または補助材面積のうち広い方の面積1平方メートル当たり 10,000 円以内 ※右写真は本助成を受けて設置された屋上緑化の例 D 屋上緑化  E 壁面緑化  
区 HP(URL)	生垣・植栽帯・シンボルツリー、屋上・壁面緑化助成（緑化に伴うブロック塀等撤去についても一部助成対象） (https://www.city.setagaya.lg.jp/mokujij/sumai/010/003/003/d00007924.html)
問い合わせ先	みどり 33 推進担当部 みどり政策課 TEL：03-6432-7905 所在地：世田谷区玉川 1-20-1 二子玉川分庁舎
備考	限度額は屋上・壁面合わせて助成対象経費の2分の1かつ500,000円です。 国、その他地方公共団体、その他区長が指定する公共的団体や「世田谷区建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例」第3条の規定が適用される建築主は助成対象外です。 <u>助成を受ける条件等については、今後変更になる可能性がありますので、上記以外の詳細な条件もあわせて、上記の問い合わせ先に、事前にご相談ください。</u>

表 1.8 緑化に関する助成制度の概要（事業用駐車場の緑化助成）

項目	内容																						
助成を受ける条件	対象駐車場は建築物（駐車場を管理する簡易な建物は除く）の敷地に含まれていない区内の駐車場であり、助成対象者はその所有者または管理者（ただし、国、都及び他の地方公共団体を除く）です。これから新しく以下の植栽等工事を行い場合とします。 ・高さ 0.6m以上 1.0m未満の樹木を長さ 1m以上、相互の葉が触れ合う程度に生垣状に植栽 ・高さ 1.0m以上の樹木を長さ 1m以上、相互の葉が触れ合う程度に生垣状に植栽 ・フェンス等の支持材を用いて、支持材に多年生つる性植物等を巻きつける場合、つる性植物等をフェンスの延長 1mにつき 3 本以上植栽 ・高さ 4m以上の樹木を植栽 ・高さ 0.3m以上の樹木を、面積 1 平方メートルにつき 6 本以上面的に植栽。または、高さ 0.3m未満の樹木または多年草を、面積 1 平方メートルにつき 16 本以上（ただし、リュウノヒゲ、タマリユウ、セダム類は 36 本以上）面的に植栽 ・芝生を 5 分張り以上で植栽 ・容積が 1 基 100 リットル以上のプランター等を安定的に設置 ・緑化を目的として、既存の舗装や縁石等を取り壊す場合の経費 ・緑化を目的として、既存のブロック塀等を取り壊す場合の経費																						
助成内容	・造成費用が下記金額以下になる場合は実費額を助成 ・助成限度額 総額 500,000 円まで <table border="1"> <thead> <tr> <th>助成内容</th><th>助成単価</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 低木（樹木高0.6m以上1.0m未満）の生垣状植栽</td><td>1m当たり 6,000円以内</td></tr> <tr> <td>(2) 中木（樹木高1.0m以上）の生垣状植栽</td><td>1m当たり 12,000円以内</td></tr> <tr> <td>(3) 竹（笹を除き、樹木高1.5m以上）の生垣状植栽</td><td>1m当たり 12,000円以内</td></tr> <tr> <td>(4) 多年生つる性植物等によるフェンス緑化</td><td>1m当たり 1,000円以内</td></tr> <tr> <td>(5) 高木（樹木高4.0m以上）の植栽</td><td>1本当たり 24,000円以内</td></tr> <tr> <td>(6) 樹木や多年草の面的植栽（芝生を除く）</td><td>1平方メートル当たり 6,000円以内</td></tr> <tr> <td>(7) 5分張り以上の芝張り</td><td>1平方メートル当たり 1,500円以内</td></tr> <tr> <td>(8) プランター等（100リットル以上）の設置</td><td>1基当たり 6,000円以内</td></tr> <tr> <td>(9) 舗装等の撤去</td><td>1平方メートル当たり 3,000円以内</td></tr> <tr> <td>(10) ブロック塀等の撤去</td><td>1m当たり 5,000円以内</td></tr> </tbody> </table>	助成内容	助成単価	(1) 低木（樹木高0.6m以上1.0m未満）の生垣状植栽	1m当たり 6,000円以内	(2) 中木（樹木高1.0m以上）の生垣状植栽	1m当たり 12,000円以内	(3) 竹（笹を除き、樹木高1.5m以上）の生垣状植栽	1m当たり 12,000円以内	(4) 多年生つる性植物等によるフェンス緑化	1m当たり 1,000円以内	(5) 高木（樹木高4.0m以上）の植栽	1本当たり 24,000円以内	(6) 樹木や多年草の面的植栽（芝生を除く）	1平方メートル当たり 6,000円以内	(7) 5分張り以上の芝張り	1平方メートル当たり 1,500円以内	(8) プランター等（100リットル以上）の設置	1基当たり 6,000円以内	(9) 舗装等の撤去	1平方メートル当たり 3,000円以内	(10) ブロック塀等の撤去	1m当たり 5,000円以内
助成内容	助成単価																						
(1) 低木（樹木高0.6m以上1.0m未満）の生垣状植栽	1m当たり 6,000円以内																						
(2) 中木（樹木高1.0m以上）の生垣状植栽	1m当たり 12,000円以内																						
(3) 竹（笹を除き、樹木高1.5m以上）の生垣状植栽	1m当たり 12,000円以内																						
(4) 多年生つる性植物等によるフェンス緑化	1m当たり 1,000円以内																						
(5) 高木（樹木高4.0m以上）の植栽	1本当たり 24,000円以内																						
(6) 樹木や多年草の面的植栽（芝生を除く）	1平方メートル当たり 6,000円以内																						
(7) 5分張り以上の芝張り	1平方メートル当たり 1,500円以内																						
(8) プランター等（100リットル以上）の設置	1基当たり 6,000円以内																						
(9) 舗装等の撤去	1平方メートル当たり 3,000円以内																						
(10) ブロック塀等の撤去	1m当たり 5,000円以内																						
区 HP(URL)	事業用等駐車場の緑化助成 https://www.city.setagaya.lg.jp/jigyosha/003/003/d00022354.html																						
問い合わせ先	みどり 33 推進担当部 みどり政策課 TEL：03-6432-7905 所在地：世田谷区玉川 1-20-1 二子玉川分庁舎																						
備考	150 平方メートル以上の敷地で収容能力 20 台以上の駐車場を新設する場合、みどりの計画書の届け出が必要です。この場合、みどりの計画書の届け出を行い、緑化基準を遵守することが助成の要件となります。 <u>助成を受ける条件等については、今後変更になる可能性がありますので、上記以外の詳細な条件もあわせて、上記の問い合わせ先に、事前にご相談ください。</u>																						

表 1.9 緑化に関する助成制度の概要（樹木移植助成）

項目	内容
助成を受ける条件	・対象樹木の所有者であり、地上 1.5 メートルの高さにおける幹周り 80 センチメートル以上の樹木又は高さ 10 メートル以上の樹木を移植する方。
助成内容	助成金額は移植経費の 2 分の 1 となります。 【1 本当たりの助成限度額】 ・区指定の保存樹木等 1 本 50 万円 ・その他の樹木 1 本 10 万円 【1 敷地当たりの助成限度額】 ・50 万円（保存樹木等 250 万円）
区 HP(URL)	樹木移植助成 (https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/sumai/010/003/003/d00017179.html)
問い合わせ先	みどり 33 推進担当部 みどり政策課 TEL：03-6432-7905 所在地：世田谷区玉川 1-20-1 二子玉川分庁舎
備考	国、その他地方公共団体、その他区長が指定する公共的団体は除く。 マンション事業者等で、対象樹木所有者であれば、助成対象者とする。 事前に、現地立会い及び助成に関する申請が必要になります。 <u>助成を受ける条件等については、今後変更になる可能性がありますので、上記以外の詳細な条件もあわせて、上記の問い合わせ先に、事前にご相談ください。</u>

3) 樹林地の保全制度

表 1.10 に、区が有する樹林地の保全制度について示します。

所有者に対し、樹林として保全していただくため、税制面の優遇措置等の支援措置が講じられています。

表 1.10 樹林地の保全制度の概要

制度名 (制度の法的根拠)	基準等	公開 条件	税制面の優遇措置	区等の 管理・支援
特別緑地保全地区 (都市緑地法)	・都市の無秩序な拡大の防止に資する緑地 ・都市の歴史的・文化的価値を有する緑地 ・生態系に配慮した環境づくりのための動植物の生息、生育地となる緑地	なし	・固定資産税の減税(最高 1/2) ・山林/原野について相続税の土地評価が 8 割減 ・都市緑地法に定める管理協定を結び、貸付期間 20 年以上等の要件に該当する場合、相続税の土地評価が 2 割減	なし
市民緑地認定制度 (都市緑地法)	・民間主体が市区町村長による設置管理計画の認定を受け、オープンアクセスの市民緑地を設置、管理 ・面積 300 m²以上 ・緑化率 20%以上	5 年 以上	・緑地保全・緑化推進法人が設置管理する認定市民緑地は、固定資産税、都市計画税の軽減	・民間主体が管理
特別保護区 (世田谷区みどりの基本条例)	・樹林地、水辺地及び動物生息地と一体となったみどりの存する土地で、自然的、社会的条件から特別に保護する必要がある土地	なし	・固定資産税、都市計画税の一部を区が補助	・維持管理の一部を区が支援
保存樹木・保存樹林地制度 (世田谷区みどりの基本条例)	・地上 1.5m の高さで幹回り 1.2m 以上の樹木 ・1000 m²以上の樹林地等	なし	なし	・数年に一度、維持管理として枯れ枝の除去等を区が支援

出典) 世田谷区みどりの基本計画(世田谷区、平成 30 年 4 月)

2. 活動団体が行う取組み

民間の活動団体は、グリーンインフラとしての取組みが始まる以前から、自然環境が持つ多面的な機能を活用する取組みを進めており、グリーンインフラ施設の導入補助や維持管理、普及啓蒙活動等を行っています。

1) 一般財団法人世田谷トラストまちづくり

一般財団法人世田谷トラストまちづくり（以下、「財団」という。）では、設立当初より、自然環境や歴史的・文化的環境を保全した環境共生・地域共生のまちを実現することを目標として、様々な取組みを行っていますが、2020年より、世田谷らしいグリーンインフラを普及するために、産・官・学・民連携で、「世田谷グリーンインフラ」の取組みをスタートしています。

表 2.1 みどりの保全、みどりを通じたコミュニティづくり支援の概要

制度名	要件	支援内容	問い合わせ先	備考
市民緑地契約制度（都市緑地法）	・民有地の緑地であること ・300平方メートル以上の広さを持つひとかたまりの民有地 ・公道に接していること（一部でも可）	・固定資産税、都市計画税の10割減免 ・相続課税対象となる市民緑地契約をした土地の評価を2割軽減（契約期間が20年以上の場合） ・維持管理の手間と費用の軽減（年間の必要な緑地の維持管理を財団が行います）	財団 トラストみどり課 各担当 電話番号： 03-6379-1620	財団が土地所有者の方と契約を結び、維持管理を行います。これを地域に公開することにより、皆に親しまれる憩いの場としてみどりが活かされます
小さな森制度	・50平方メートル以上でひとかたまりの民有地であること ・公道等から緑地への通路が確保できること	・必要に応じて庭づくりのアドバイスを受けられます ・公開することにより、たくさんの方々と一緒にみどりを愛でることができたり、地域の交流が生まれたりします		注）税減免、維持管理の費用軽減等はありません
3軒からはじまるガーデニング支援制度	・区内の民有地で、誰もがその景観を共有できる道路（袋小路含む）沿いの場所 ・区内の3軒以上で構成されたグループ（同居の親族は除く）等	・ガーデニングアドバイザーを派遣します（5年間で9回） ・ガーデニングプランの実現に向けて、ご自身が選ばれた緑化資材等の一部をご負担いたします。（初年度のみ5,000円/軒） ・区の緑化に関する助成制度への橋渡しをします		支援期間は5年間

表 2.2(1/4) グリーンインフラに係る取組みの概要

取組み名	区立次大夫堀公園内里山農園の雨庭モデルケースづくり
期 間	2020 年 11 月～2021 年 4 月
内 容	○財団では、2020 年から「グリーンインフラ(以下、GI)」、「雨庭」というワードを掲げ、GI に係る取組みを始めました。長年、緑地・公園の保全や区民主体のまちづくりを推進してきた経験を活かせる点から、GI は環境保全や地域づくりにとって重要なテーマです。一方で、区民にとって GI は馴染みが薄く、暮らしのなかに取り入れたいくなるよう個人宅で取り組める「自分でもできる雨庭」の普及を行なうこととしました。 ○「自分でもできる雨庭」を普及していくためには、区民だけでなく住宅や庭を設計・施工する造園・建築の専門家の関わりも重要と考え、産官学民の多様な主体(以下の「推進体制図」を参照)と連携し、区立次大夫堀公園内里山農園に隣接する小広場にて、雨庭モデルの企画提案から手づくり施工まで実施しました。この結果を踏まえ、個人宅でも実践しやすい雨庭づくりのポイントとして「①個人宅でも実践できる(規模感・低価格・手づくり施工・維持管理が楽チン)、②目に見える楽しさや魅力がある、③生物多様性の向上へつながる」とまとめました。
取組みイメージ	「自分でもできる雨庭」を普及していくためには、市民だけでなく住宅やその庭を設計・施工する造園・建築の専門家の関わりも重要  推進体制図 (2020年)  手づくり施工の様子  完成後の雨庭の様子(2023. 4)

表 2.2(2/4) グリーンインフラに係る取組みの概要

取組み名	世田谷におけるグリーンインフラの普及に向けたナチュラリスティックガーデン※を生かした雨庭の植栽維持管理
期 間	2021 年 10 月～2024 年 3 月(予定)
内 容	○雨庭に適する宿根草の検証を行なうため、2021 年に第 1 回世田谷グリーンインフラ学校の演習フィールドとなった代田富士 356(みごろ)広場では、学校終了後も財団と同広場の公園管理協定団体「代田みごろ花植え隊」との協働で講師を招き維持管理手法について学んでいます。なお、この団体への宿根草の手入れの支援も兼ね、月 1 回定期的に活動をしています。 ※ナチュラリスティックガーデンとは…宿根草や球根を基本として、芽吹きから枯れた状態までを自然のままに楽しむガーデンのことです。
取組みイメージ	 雨庭花壇の様子(2023. 4)  講師の平工詠子先生から指導を受ける様子

表 2.2(3/4) グリーンインフラに係る取組みの概要

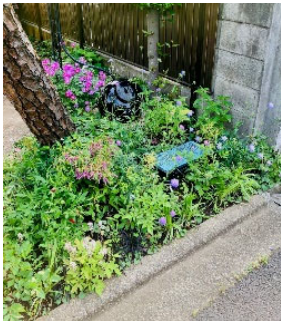
取組み名	NP0 雨水まちづくりサポートと協働した地域共生のいえ※1「ふくふくのいえ」における雨庭づくり		
期 間	2022 年 1 月～2024 年 1 月（予定）		
内 容	○NP0 雨水まちづくりサポートと協働し、地域共生のいえ※1「ふくふくのいえ」にて個人宅でもできる雨庭づくりの実践を行っています。おでかけひろば※2の利用者を対象とした親子向け環境教育ワークショップを複数回実施し、プログラムづくりも行っています。 ※1 地域共生のいえとは…区内の家屋等のオーナーが自己所有の建物を活用して、主体的に行うまちづくり活動とその拠点のことです。財団の自主事業です。 ※2 おでかけひろばとは…未就学（主に 0 歳から 3 歳）の子どもと保護者を対象とした子育て支援の拠点のことです。		
取組みイメージ	 完成した雨庭の一つ。 樋から^{かめ}甕に雨水を一時貯留しオーバーフロー分が雨庭に流れる仕組み。	 雨庭の仕組みを学ぶワークショップの様子(2023.6)	

表 2.2(4/4) グリーンインフラに係る取組みの概要

取組み名	「自分でもできる雨庭づくり」相談対応の実施（試行）		
期 間	2023 年～継続中		
内 容	○自分でもできる雨庭づくりに関する相談対応のほか、東急田園都市線「駒沢大学駅」前の開発予定地を期間限定で暫定利用した“地域循環プロジェクト KOMAZAWA MOA I FARM（主催：東急電鉄ほか）”において、「自分でもできる雨庭づくり」相談会を実施しました（8 月 26 日）。現在は、「自分でもできる雨庭相談窓口」試行開設に向けて準備中です。		
取組みイメージ	 相談会の様子	 雨庭の土中の仕組みがわかるようにプランター側面をアクリル板仕上げに	

2) 活動団体

表 2.3に、区内においてグリーンインフラに関する活動を行っている団体を紹介します。

表 2.3(1/6) グリーンインフラに関する活動団体

団体名	成城みつ池を育てる会		
主な活動場所	成城みつ池緑地〔成城 4-20, 22〕		
活動目的	成城みつ池緑地に残された、多様性のある貴重な自然環境を保全し、次世代へつなぐことです。		
主な活動内容	(1)生物調査〔毎回〕 植物調査／植物標本作成／生物調査／環境調査 等 (2)管理作業〔毎回〕 樹林管理／下草刈り／落ち葉かき／腐葉土づくり／周回路の整備 等 (3)体験教室〔年 4 回〕 (4)活動報告書の作成〔毎年〕		
活動日	第 1・3 土曜日、第 2・4 木曜日	活動時間	10:00～15:00
活動 PR	・成城みつ池緑地は東京都の特別緑地保全地区と、世田谷区の特別保護区に指定されており、年 4 回の体験教室とボランティア活動時以外は、自然保護のため公開していません。 ・東京 23 区内で、ほぼ見られなくなった動植物が多く見られます。 ・行政、区民、財団との協働で、運営されています。 ・各人の得意分野を活かして活動中です！ ・調査、保全、管理作業の他、外部講師を招聘し勉強会も開催しています。		
活動の様子	   (活動の様子)		
参考 HP(URL)	一般財団法人世田谷トラストまちづくり HP (https://www.setagayatm.or.jp/trust/s_trust/volunteer/021mitsuike.html)		

表 2.3(2/6) グリーンインフラに関する活動団体

団体名	成城三丁目緑地里山づくりコア会議
主な活動場所	成城三丁目緑地 [成城 3-16]
活動目的	行政、近隣住民、学校、企業など多様な主体との協働で「都市型の里山づくり」を実践し、成城三丁目緑地の保全活動を行っています。
主な活動内容	(1)管理作業 樹林管理／下草刈り／落ち葉かき／腐葉土づくり／園路・水路の整備 等 (2)生物調査、自然解説活動 区立明正小学校の総合的な学習の時間授業(1～6 年の各学年)への協力 等 (3)里山体験教室 (年 1 回) (4)萌芽更新、クヌギの利活用など
活動日	作業日：毎月 第 3・5 木曜日 10:00～15:00 [成城三丁目緑地] 定例会：毎月 第 1 木曜日 15:00～16:00 [(一財)世田谷トラストまちづくりビ ターセンター]
活動 PR	・約 2ha の緑地内に雑木林、3 カ所の湧水、竹林等、多様なエリアがあります。 ・近隣の小学校、保育園や企業など多様な人たちが保全活動に関わっています。 ・「都市型の里山づくり」活動として、腐葉土づくり、萌芽更新や竹切り、花炭づくりなど、多様な里山資源の利活用を行っています。 ・他に企業の研修にも協力しております。
活動の様子	 秋の落ち葉かきの様子 (2022 年 12 月撮影)  里山体験教室の様子(2020 年撮影)  萌芽更新の様子(2021 年撮影)  湧水のせせらぎときよみづ橋 (2023 年夏撮影)
参考 HP(URL)	同会 HP (https://seijo3core.jimdofree.com)

表 2.3(3/6) グリーンインフラに関する活動団体

団体名	せたがや自然環境保全の会 (SNECS ^{スネックス})		
主な活動場所	世田谷区内（現在は国分寺崖線及びその周辺地域が中心）		
活動目的	世田谷のトラスト運動に協力して、古くから区内に生息する動植物及びこれらを育む貴重な環境を区民が主体となって次世代に引き継ぐことです。		
主な活動内容	(1)世田谷区関連、区民センター、青少年委員会等から要請を受けた調査、自然観察会及び保全活動 (2)世田谷区生物多様性戦略への協力 (3)一般財団法人世田谷トラストまちづくり（以下、「財団」という。）の主催する会議及び各種イベントへの協力 (4)他の自然環境保全団体と連携やスキルアップのための勉強会		
活動日	月2回程度 毎月第1火・木曜日	活動時間	保全活動 10-12:00
活動PR	・旧せたがやトラスト協会「植物ボランティア」メンバーが設立した有志の会です。 ・区や区民センター、青少年委員会等から依頼された自然解説の講師派遣・調査、財団主催イベントへの協力など行っています。 ・区内に残る貴重な植物の保全活動（草刈り・落葉掻き・蔓除去）を行っています。国分寺崖線の急斜面の自生地もあり、苦労しています。 ・自治会、2020年から東京農業大学との連携も始まりました。		
活動の様子	 緑地保全活動 〔下草刈り〕 (2019年9月30日撮影)  湧水域の保全 〔タンスイバニマダラ〕 (2021年9月7日撮影)  在来植物の調査 〔イチリンソウ〕 (2018年4月19日撮影)  農大(地域創成科学科)・自治会との連携 (2021年2月28日撮影)  青少年委員会主催子ども自然観察会 (2016年7月3日撮影)		
参考 HP(URL)	せたがや生きもの会議 HP(https://ikimonokaigi.tokyo/2021/09/19/post-200/)		

表 2.3(4/6) グリーンインフラに関する活動団体

団体名	NPO法人 砧・多摩川あそび村
主な活動場所	・きぬたまあそび村（多摩川河川敷 砧・多摩川あそび村 / 多摩川） ・ちびたまあそび村（次大夫堀公園えのき広場 / 大蔵運動公園児童園（SL広場） / 岡本公園岡本民家園隣） ・きぬたまの家（鎌田1丁目野川側） ・砧あそびの杜プレーパーク（大蔵運動公園アスレチック広場）
活動目的	NPO 法人砧・多摩川あそび村は、地域の宝である人と多摩川などの特色ある自然を生かし、「あそび」を通して川のある地域で暮らす知恵を学びながら、子どもが自ら育つ力と子育てを応援する居場所づくりをしています。
主な活動内容	(1)子ども子育て支援と遊び場の事業 子どもの主体的な遊びを地域で見守る外遊び拠点づくり / 子どもと子育て世代の居場所の提供 / 子どもと子育て世代の支援と相談 (2)自然環境の研究と環境教育の事業 多摩川の川遊び体験を通じた川の安全教育の推進 / 自然の楽しさと大切さを伝える啓発活動 / 地域の特色ある資源の保護と体験企画の提供 (3)地域コミュニティデザインの事業 専門性をもつ人や学生、地域人材の出番づくり / 人と人をつなぐ地域のパイプ役としての活動 / 地域団体との連携による多世代交流の創出
活動日	・きぬたまあそび村：月・水・金・土・第2,4日（4月～9月 10:30-17:00 10月～3月 10:30-16:30）※7月下旬～8月 12:30-15:00 川遊び体験 ・きぬたまの家：月～金・土（月2回不定期）（10:00-15:00）子育て相談 ・ちびたまあそび村：開園日/開園場所については当法人 HP をご確認ください（開園時間 10:30-13:00） ・砧あそびの杜プレーパーク：毎週水・第1,3日・第2,4木（水・日 10:30-17:00、木 10:30-14:30）
活動 PR	・1999年4月15日、子育て中の親を中心に発足しました。同年「多摩川水系河川整備計画」の「ふれあい巡視」で河川敷遊び場づくりを提案し、町会やPTAの協力で遊び場活動を開始しています。2007年に区の自然体験遊び場事業となりました。 ・「きぬたまあそび村」の活動が、「こどもの環境」に関わる総合的なアプローチを行っている公益社団法人「こども環境学会」の「2022年度こども環境活動賞」を受賞しました。2020年より国から「河川協力団体」の指定を受けています。
活動の様子	多摩川源流の森のヒノキ間伐材を生かした遊び場づくりは、多摩川流域懇談会制作による「多摩川のグリーンインフラ動画」でも紹介されています。    
参考 HP(URL)	同会 HP (https://kinutama.wixsite.com/website)

表 2.3(5/6) グリーンインフラに関する活動団体

団体名	野川とハケの森の会		
主な活動場所	野川／成城四丁目緑地 他		
活動目的	緑濃いハケの森と、森から湧き出る清水を集めて流れる野川は、東京に残されたかけがえのない自然の一つです。私たちは、この貴重な自然の恵みを次代に伝えたいと心から願って活動しています。		
主な活動内容	(1)野川清掃活動 (2)成城四丁目緑地清掃活動 ・成城四丁目緑地の清掃（2010 年 4 月より区からの委託） (3)交流活動 ・自然観察会・写真展・講演会・懇親会などの開催 ・学校の自然学習への協力 ・地域住民との交流活動の企画実行 (4)保護・改善活動 ・河川敷・崖線周辺の清掃・整備 ・自然環境の調査・記録などの企画実行 (5)広報活動 ・インターネット・ニュースレター・地域ポスターなどによる活動地域や自然情報などの広報活動		
活動日	成城四丁目緑地清掃活動：毎月第二、第四土曜日 集合時間は 9:00 か 10:00(時季により変更) ※その他の活動・イベントの予定等については、当会の HP をご確認ください。		
活動 PR	・私たちは野川と野川に沿って残る国分寺崖線（ハケ）の森の豊かな自然を次世代に伝えるため、地域住民として「何か出来ることはないか」という想いから、2003 年 4 月 1 日に野川とハケの森の会を結成しました。 ・2007 年 7 月 30 日には、東京都と東京都公園協会から、東京都河川ボランティア表彰を受け、感謝状を贈呈されました。 ・会員でもイベント参加でも結構です。皆様の積極参加をお待ち致しております。		
活動の様子	 区立明正小学校で「野鳥教室」を開催 (2004 年 12 月 21 日)	 成城 3 丁目公園などを中心に「野川自然観察会」を開催(2004 年 5 月 10 日)	
	 「野川大清掃」(2004 年 7 月 24 日)	 「樹木地の手入れ」(2004 年 5 月 10 日) ※写真は同会 HP より引用	
参考 HP(URL)	同会 HP (https://hakemori.com)		

表 2.3(6/6) グリーンインフラに関する活動団体

団体名	NPO法人 せたがや水辺デザインネットワーク	
主な活動場所	多摩川／野川／瀬田四丁目旧小坂緑地／鈴木農園(宇奈根)／岡本公園(ホタル園) ほか	
活動目的	「地域の大人が地域の子どもを見守る」姿勢を大切に、多摩川で「あそび」ことで、子どもたちに地域の自然を知る体験の場をつくり、ひとり一人が大切にされる優しい社会づくりの一助になることを目的に活動しています。	
主な活動内容	1. せたがや水辺の楽校あそびの日：自然に詳しい講師・インタプリターがいます。 (1)水辺ガサガサ タモ網を使って多摩川や野川の水辺の生きものを捕まえて観察します。 (2)草地ガサガサ せたがや水辺の楽校原っぱや多摩川の河川敷の草むら、河原などで昆虫などの生きものを捕まえて観察します。 (3)野鳥観察 多摩川の広い河川敷や、身近な緑地などで野鳥を観察します。 2. お花の植え替え 世田谷区との「みどりの花いっぱい協定」の活動で、お花を植え替えます 3. 国分寺崖線沿いの公園・緑地で「生きものがいきいき暮らせる」整備や地域のみなさんの公園利活用についての会議を運営しています	
活動日	せたがや水辺の楽校あそびの日：第1日曜日（1月・4月を除く） ※その他活動日程の詳細については当会のHPをご確認ください。	
活動PR	・NPO法人せたがや水辺デザインネットワークは、2006年に開校した「せたがや水辺の楽校」を母体とし2018年に発足しました。 ・活動の中心となる「せたがや水辺の楽校」の「あそびの日」は、発足以来「毎月決まった日に、参加費無料・申し込み不要で開催しています。 ・2018年、若手の育成と、活動の存続を目指して、市民団体からNPO法人を設立しました。	
活動の様子		2023年9月17日 （今年度は第3日曜日にもあそびの日を開催しました） 野川ベースでの水辺ガサガサの様子
参考HP(URL)	同会HP (https://mizubedesign.org)	

参考文献

- 1) 世田谷区みどりとみず政策担当部みどり政策課：世田谷区 建築にともなう緑化のための植栽ガイドブック，平成 22 年 6 月
- 2) 世田谷区：世田谷区農業振興計画〔改訂版〕，令和 5 年(2023 年)9 月
- 3) 世田谷区 みどり 33 推進担当部 みどり政策課：世田谷区みどりの基本計画 2018 年度～2027 年度，2018（平成 30）年 4 月
- 4) 世田谷区みどりとみず政策担当部みどり政策課：生きものつながる世田谷プラン～生きもの元気！ひとも元気！生物多様性地域戦略～，2017 年(平成 29)年 3 月
- 5) 東京都環境局自然環境部計画課：東京都生物多様性地域戦略，令和 5(2023)年 4 月
- 6) 世田谷区土木部豪雨対策・下水道整備課：世田谷区雨水流出抑制施設技術指針，令和 6 年 3 月
- 7) 東京都都市整備局：公共施設における一時貯留施設等の設置に係る技術指針，平成 28 年 3 月
- 8) 世田谷区グリーンインフラ庁内連携プラットフォーム：せたがやグリーンインフラライブラリー2023，令和 5 年 11 月
- 9) 世田谷区土木部豪雨対策・下水道整備課：世田谷区豪雨対策行動計画（改定），令和 4 年 3 月
- 10) 公益財団法人都市緑化機構 特殊緑化共同研究会：屋上緑化雨水貯留流出遅延に関する手引き，2021 年 4 月
- 11) 世田谷区雨水流出抑制施設の設置に関する指導要綱(平成 22 年 7 月 12 日 22 世土計第 204 号)
- 12) 日本建築学会：活かして究める 雨の建築道，2011 年 7 月
- 13) 日本建築学会：日本建築学会環境基準 AIJES-W0002-2019 雨水活用建築ガイドライン，2019 年 3 月
- 14) 日本建築学会：日本建築学会環境基準 AIJES-W0003-2016 雨水活用技術規準，2016 年 3 月

せたがやグリーンインフラガイドライン 実践編

発 行 日 令和 6 (2024) 年 3 月

編 集・発 行 世田谷区グリーンインフラ庁内連携プラットフォーム
(事務局：世田谷区土木部豪雨対策・下水道整備課)

〒158-0094 世田谷区玉川 1-20-1

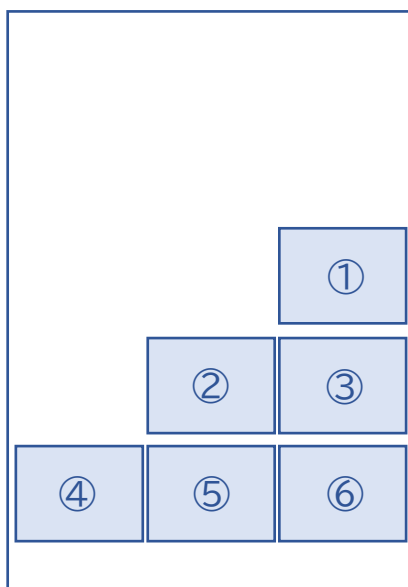
電話 (03) 6432-7963 FAX (03) 6432-7993

ホームページ (世田谷区のグリーンインフラ)

<https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/sumai/009/d00188532.html>



●裏表紙の写真



①玉川総合支所・区民会館の「屋上緑化」

②国分寺崖線

③区立岡本いこいのもり緑地の「緑溝」

④二子玉川ライズ（リボンストリート付近）
の「人工地盤緑化」

⑤区立瀬田農業公園分園の「遊び場と雨水貯
留浸透を兼ねたくぼ地」

⑥野川

